

平成29年第2回定例会

長柄町議会会議録

平成29年 6月13日 開会

平成29年 6月14日 閉会

長柄町議会

平成 2 9 年長柄町議会第 2 回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月13日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
川 嶋 朗 敬 君	6
三 枝 新 一 君	21
鶴 岡 喜 豊 君	39
本 吉 敏 子 君	53
池 沢 俊 雄 君	66
○散会の宣告	84

第 2 号 (6月14日)

○議事日程	87
○出席議員	87
○欠席議員	88
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	88
○開議の宣告	89

○諸般の報告	89
○一般質問	89
山根義弘君	89
○報告第1号の上程、説明	102
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○請願第1号、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○日程の追加	129
○発議案第1号、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○閉議及び閉会の宣告	132
○署名議員	133

長柄町告示第 12 号

平成 29 年長柄町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 5 月 12 日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成 29 年 6 月 13 日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成29年長柄町議会第2回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成29年6月13日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

出席議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清 田 勝 利 君	総 務 課 長	蒔 田 功 君
企画財政課長	白 井 浩 君	税務住民課長	石 井 正 信 君
健康福祉課長	小 林 敬 二 君	建設環境課長	内 藤 文 雄 君
産業振興課長	若 菜 聖 史 君	会計管理者	大 塚 真由美 君
こども園長	安 田 昭 子 君	教 育 長	佐 川 和 弘 君
学校教育課長 兼給食センター長	石 井 一 好 君	生涯学習課長 兼公民館長	松 本 昌 久 君
選挙管理委員会 書記	蒔 田 功 君	農業委員会 農務局長	若 菜 聖 史 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一 議 会 書 記 安 部 吉 輝

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成29年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

1 番 川 嶋 朗 敬 君

2 番 鶴 岡 喜 豊 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日13日から14日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会から一問一答方式と従来方式の選択制で行われます。既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

一般質問を始めます。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 皆さん、おはようございます。1番、川嶋朗敬でございます。質問に

先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

本日6月13日、穏やかで包容力を持ち、小言を拘泥せず、責任感の強い人物で、いかなる状況に遭遇しても不満を漏らさず、他人を誹謗する言動もなく、太平洋戦争で沖縄県民の協力に対し特別の配慮を求める電文を送ったことで知られております大田実中将の命日でございます。日本を守り、長柄の誇りであります大田実氏をしのび、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、実は私も、1年前から早々と準備をしてきて驚いたことがございました。実は小学校入学を控えた子供がいますと、まず最初に悩むのがランドセル選びでありました。昔とは違い、色だけではなく、次期学習指導要領の改訂により授業時間が増えることも想定し、またページ数も増えることも考えた中で、機能性やデザイン性などすぐれたランドセルがたくさん展開され、ランドセル市場は昨年で600億円を超えて、現在では夏前には完売する状況でございます。最近ではランドセルを購入する保護者の行動が過熱し、ランドセルを購入するための活動、ラン活が行われております。そんな私のランドセル活動も先週をもちまして無事終わることができました。来年の入学が今から楽しみでございます。

さて、今回の一般質問に当たりまして、発達段階に応じた学習や体験を推進し、幼小交流を行うことで、子供たちが自分たちの課題を見つけ、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力を身につけながら、自己肯定感や自己有用感を得ることにより、未来の学びを通して幼児教育の大切さや実態についてお聞きしてまいります。また、定住化対策を基本とした長柄町生涯現役宣言、生きがいの町づくりを考えた町の再構築を目指して、私の考えるAKBプロジェクトについてお聞きしてまいります。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

まず1番、こども園における幼児教育の推進体制及び環境づくりについての趣旨を説明いたします。趣旨を説明する前に、本日、安田園長先生におかれましては、大変お忙しい中をご出席賜り、感謝を申し上げます。

社会の少子高齢化がさらに進むとともに、グローバル化、情報化が一層進展し、本町の教育を取り巻く環境も大きく変化していくものと考えられます。「三つ子の魂百まで」のことわざが示すように、乳幼児・幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期でございます。この大切な時期の育ちを支えるために大きな役割を果たすものが、家庭であり、こども園など学校や地域社会であります。

今後、小中学校においては、次期学習指導要領の改訂とあわせ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も本年度の告示を経て、来年度、平成30年度から実施される予定でございます。今ある教育問題はもとより、20年あるいは30年を見据えた新たな教育課題についても、町民の皆さん方と共有しながら、教育先進地長柄の実現に向けて必要な取り組みを着実に推進していただきたいと願っております。

21世紀に求められる幼児教育を切り開き、主体的に遊びや活動を通して学びの大切さをどう支え、どう読み取れるか、保育者の資質、専門性を高めるため同僚性や協働性をどう向上させていくか、お聞きしてまいりたいと思います。

①社会の変化が加速度を増す中で、知識を得るだけではなく、主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニング、授業改善をさらに充実させ、子供たちが今後の時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けるために、次期学習指導要領の改訂が実施される予定であります。

そこで、こども園を通して幼児教育のさらなる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、子供たちのこども園を巡回して助言を行う幼児教育アドバイザーを育成・配置し、幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行う必要性があると考えますが、園長先生の見解をお聞きしたいと思います。

②こども園では、豊かな人間性と愛情、丈夫な身体を持つ園児の発達と、今後の教育活動の取り組みに向けて、保護者の皆様にアンケート調査を行っております。保護者の大切なご意見・ご要望の調査の結果を、園長先生はどのような行政評価を行い、妥当性、達成度等に取り組んでまいられたのか、お聞きしたいと思います。また、行政の透明性確保と保護者・関係者等への説明責任の観点から、どのような情報提供をしまいったか、あわせてお聞きします。

③職員が生き生きとして働ける職場環境をつくるためには、適正な事務配分、正当な評価を踏まえ、職場内のコミュニケーションの充実と職員意識の改革は、どのような進行管理で行い、解決策を考えているのか、お聞きしたいと思います。また、業務に対し、「なぜ」といった問題意識を持たない職員に対して、どのように目標の共有化をもたらししていくのか、あわせてお聞きしたいと思います。

続きまして、産業振興についてお聞きしてまいります。

産業振興などを目的とした地域人材の活用について。

日本における人口の減少と少子高齢化の進展は、避けることのできない問題であります。

特に、産業進展の観点からの問題となるのは、将来にわたり生産年齢人口の減少が続くということでございます。

地方においては産業が衰退し、地域産業政策において、地域内での起業を増やすことは重要な施策と考えております。地域産業の担い手となる高齢者などを発掘・育成することが期待されます。現時点では、新たな事業を始めたいと考える高齢者は少数ではございますが、高齢者や移住者などの就業意欲は高いことから、高齢者の起業を支援するモデル事業の確立は、10年あるいは20年先を見据えた行政にとって喫緊の課題と考え、お聞きしてまいります。

①定年などで一線を退いた方や移住されてきた方々を中心とした団体を立ち上げ、今まで培ってきた知識、経験、技能を生かした新たな生きがいづくりや活躍する場を支援する組織で、資金がない、ノウハウがない、また、窓口がないといったような課題を解決するために、町が起業支援センターを設置し、コーディネーター等の配置や外部専門家の招聘により、移転住民などの方々の起業を支援する考え方はないか、お聞きします。

②地域特徴のあるビジネスの創出支援と、地域の資源を地域で有効活用することを目的とした地域チャレンジファンド補助事業を創設し、起業支援センターの登録者や事業者等による起業を資金面で支援することで雇用が生まれ、地場産業の活性化が図れると考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後に、③といたしまして、地域チャレンジファンドを対象事業として開発した商品の販売促進を支援するために、町は観光施設や道の駅等にアンテナショップを配置し、地域内外への広報、宣伝を支援することが、地域資源の活用の行政支援となる施策と考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要であります。幼児教育の充実は、本町でも力を入れて取り組むべき事案と認識しております。

国も同様に、幼児教育の分野に対しましては、幼児教育の推進体制構築事業として位置づけ、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの育成などに対して補助金を交付し、調査研究をしているところであります。

現在、全国では、千葉県及び千葉市を含む25団体が事業の採択をされまして、調査研究をし、普及に努めているところであります。事業の内容から考えますと、千葉県教育委員会が事業採択され、行っておりますので、必要に応じて東上総教育事務所と連携をとりながら、協議してまいりたいと考えております。

なお、現在は園内職員研修を年1回開催しており、東上総教育事務所に講師派遣を依頼し、教育・保育指導について指摘や助言を受けておるところであります。

次に、こども園でのアンケート調査についてであります。年2回、9月と2月に行っております。その結果につきましては園内の掲示板で公表しております。数字だけを見ますと、園の運営にご理解いただいているようにも読み取れますが、その中には厳しいご意見や改善の要望・提案等もございます。これらの点につきましては、早期の段階での検証や現場対応、また、改善できる部分等については速やかに改善するように努め、こども園の運営に反映してまいりたいと存じます。

なお、アンケートは匿名方式で行っておりますので、本来、個別に対応したほうが解決できる、またはよい対応ができるというケースもありますので、もし保護者の皆様でそのようなケースと思われる場合は、園長へ直接お伝え願いたいと存じます。

次に、こども園運営に係る職員配置につきましては、平成25年度から臨時職員の対応により、クラスの副担任制をとるように努めています。このことにより、園児個々に対するきめ細やかな対応はもちろん、保育教諭の交代による休憩時間の確保等、職務に対する肉体的、心理的負担軽減に努めているところであります。

また、職場のコミュニケーション環境向上等を目的に、園長、副園長による全職員の個別面談の実施や、学年主任会議の開催による意見交換等を実施し、組織内の意思疎通、共通認識を図り、報告、連絡、相談のしやすい環境を整えるとともに、危機管理の意識を持って運営に努めているところであります。

なお、職員の適正評価については、こども園を含め、人事評価制度の導入により対応しているところでありますので、ぜひともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の産業振興等を目的とした地域人材の活用についてお答えいたします。

我が国が今迎つつある高齢化社会の中、気力も体力も十分なシニア世代の豊かな経験や知識をご活用いただくことは、地域の活性化に大いに期待するものであります。

ご提案の起業支援センターや地域チャレンジファンド補助事業につきましては、定年退職後の生活基盤の安定と生きがいくくりや社会参加に資するための新たな取り組みであると考

えます。まずは情報収集をするなど調査研究してまいりたいと存じております。なお、その成果につきましては、町内外の施設はもとより、千葉県が実施するアンテナショップにも推薦してまいりたいと存じます。

以上、川嶋議員への答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1 番、川嶋朗敬君。

○1 番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。十分理解をさせていただきました。細かい答弁をいただきまして、非常に感謝申し上げます。

私のほうにつきましては、幼児教育の大切さについてでございますので、これからは園長先生並びに、私 1 人ですけれども、皆さん方、幹部の方々大勢いますので、どなたでもお答えしてもらって結構ですので、よろしくお願いします。

まず、初めて安田園長先生が出席されまして、大変私も緊張しておりますが、安田先生も緊張されているのかなというように察します。そこで、今年の 3 月の一般質問の続きをさせていただきたいんですけれども、輸送バス、3 月の一般質問でも、こども園の子供たちを輸送するときのバスについて、幼児教育の安全体制についてお聞きをまずしたいと思います。

園児は、毎日こども園に登園、降園にする当たり町の巡回バスを利用されておりますが、現在、園児は何名登録され利用されているのか。3 月から実績が増えているのかどうかの確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

こども園長、安田君。

○こども園長（安田昭子君） 今の質問にお答えいたします。

現在、11 名の園児がバスを利用しております。去年は 6 名だったと思いますので、昨年よりは増えているかと思います。

○議長（月岡清孝君） 1 番、川嶋朗敬君。

○1 番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。昨年といっても 3 月から数カ月しかたっていないんですけれども、5 名の方が増えています。非常に巡回バスも、総務課長、増えてよかったですね。

このように、子供たちをうまくつかんで、カラバスじゃなくてキャラクターバスを利用させていただきたいなというように思って、2 つ目を確認します。

登園、降園の巡回バスには添乗員さんがついて、園児の安全を守り、運行を円滑に進めるために見守り活動を行っています。ただ、この巡回バスに当たっては大人用のシートベルト

なんですね。バスを利用するのは年少さんから年長で3歳から5歳の子供たちです。そうすると、シートベルトが非常に危険な園児もいるということを聞いております。園は園児の安全を守り、万全を期して事故を防止しなければならない義務を負っております。

そこで、園児が登園、降園する際に、園児が事件、事故にもし遭った場合、誰がどのような責任を負うのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えさせていただきます。

こども園園児の送迎につきましては、今お話があったとおり、町巡回バスによりまして添乗員をつけた上で送迎を実施しております。これらの安全については万全を期しているところでございますが、万が一の事故、事件等が発生した場合については、当然、町が責任をとることだと承知しております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。町が責任を負うということは私も承知しております。

ただ、園児、これは後で調べておいてもらいたいんですが、民法の715条の1、2、ここをよく読んでいただければわかるんですけども、こども園の園というものは最高責任者は町長であります。しかし、園を運活するためには総監督者である園長の責任が問われます。ですから、その辺を十分認識いただいた中で、これは巡回バスの登園、降園だけではなく、園内の中で起きた想定するあらゆる危険な状態に遭遇した場合には、園長が責任を負うということになっております。ですから、これは裁判、異議申し立て、不服申し立てされた場合に、法律改正になりましたですね、つい最近。ですから、行政のとるべき手段、これは十分に理解して勉強しておいていただきたいと、このように思います。

続きまして、本題の幼児教育センター、アドバイザーということで、東上総のほうも今お話が出ました。東上総のほうからお話ししますと、実は私も、東上総の指針、毎月毎月、県内でもトップを行くぐらいによくつくられていると思います、ほかの事務所と比べまして。

これにつきまして、次期学習指導要領については、11月、12月はきちっと、こまが増えますよということと、幼稚園等につきましても、認定こども園についても来年から実施されますよということはどうたわれております。

しかし、幼児教育に対して指導とか、こういうものが、28年、27年、広げたんですが、私

の見落としだったら大変申しわけないんですが、出てこないんですね。ですから、千葉県東上総教育事務所というのは、市町村の教育委員会と連携して行っていることであって、認定こども園は町の事業、活動なんですね。でも、県のほうが当然指導等あってもいいと私も思います。ですから、この中には、先ほど上総センターと言いましたが、なかなかそういう文面が出てきていないのが事実です。

それと、幼児教育センター、それとアドバイザーなんですが、これについては既に平成27年度からこの事業が行われております。そして、なおかつ28年度も2億2,300万円予算がついて、どうですか皆さん方、自治体もこの補助金を使って子供たちの未来を学べる教育をしましょうと、文部科学省が補助金をわざわざ来年の指導要領の改訂に伴って、27年度からつけてくれているんです。

お聞きします。なぜ手を挙げなかったのか。このアンケート調査が長柄町にも届いております。同じものが、私、資料を持っていますけれども、アンケート調査がこの1月9日付で1,785団体、文部科学省のほうから、設置しましょう、設置したんですか、届いております。ですから、その検討結果を聞きたいんですね。当然、1,785の自治体も回答しています。47都道府県も回答しています。東京23区も回答しています。合わせて1,785自治体、回答しています。長柄町はこの調査を受けてどのように検討したかということをこの1番ではお聞きしたかったんです。ぜひ教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

安田こども園長。

○こども園長（安田昭子君） お答えいたします。

幼児教育センターにつきましては、検討はしておりませんでした。他町村の実施を見まして、今後対応していきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 他町村の実施を見て、よく使う言葉なんですけれども、私がこのアンケート調査についてお聞きしているのは、他町村に私はもう既に調査してあります。他町村はもう回答しています。茂原市さんも学校教育課で回答しています。幼児教育アドバイザーの大切さ、幼児教育の大切さについて各市町村回答しています。文部科学省ですから。千葉県が25団体手を挙げたと、ご存じです。

ですから、あの有名な奈良県奈良市、奈良から教育を変えようという奈良市も手を挙げているんです。長柄町にとって、幼児教育の大切さを十分理解しているならば、喜んで手を挙

げてアドバイザーをすべきというように思っています。

この件については、各町村というようなことが出てきましたから、その先は言いませんが、安田園長先生、大変失礼しました。このアンケート調査は教育委員会に届いています。ですから、教育委員会に質問しなきゃいけませんけれども、1月のことですから、何カ月かたちましたのでお忘れになったのかもしれませんが、項目が31項目ありますので、回答はされていると思いますが、この幼児教育のアンケート調査、十分に中身をもう一度吟味してください。町長、もう一度このアンケート調査の中身を見て、町長の公印で文部科学省に送っているはずですから、よく確認をしてください。この幼児教育センターにつきましては、十分に取り組みをしていっていただきたいなというように心から願っております。

次の質問は、幼児教育の中には、今まで培ってきた幼児と小学校の幼小教育というものが非常に大切、この接続をどう生かして、どう小学校の就学課程に向けていけるか、重要な課題だと思っています。ながらこども園において、今までの実績、今までどんな取り組みをしてきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

安田こども園長。

○こども園長（安田昭子君） 質問にお答えいたします。

小学校との連携といたしまして、町の小学校に体験などで交流ということで、日吉小学校、長柄小学校に行かせていただいております。そのほか、小1プロブレム解消のため、時間の区切りを体験したりなど、3学期には小学校の活動を意識したカリキュラムを入れております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 実際はどんなことがあつての、私もよくわからないんですけれども、年長さんと小学校1年生、これは予算のときも同じく聞いたんですけれども、常任委員会のとき聞いたんですけれども、1年生なのか2年生なのか、何学期の小学生が対象なのかは、なかなか難しいところがあると思いますが、私がお聞きしているのは、その活動についてあらゆるカリキュラムを組んでいると。カリキュラムを組み、要するに計画を立てるというのはどなたが立てているんですか。子供たちなんですか。こども園と小学校の先生ですか。お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

安田こども園長。

○こども園長（安田昭子君） カリキュラムにつきましては、こども園の職員でつくっております。

○議長（月岡清孝君） 1 番、川嶋朗敬君。

○1 番（川嶋朗敬君） こども園の職員でつくっているということなのですが、子供たちが交流することが一番の狙いなんですね。誰のために、子供のため。ですので、子供たちが交流した中でどんな体験がいいのか。例えば、スポーツ庁というのが新しくできまして、スポーツ庁というところで、4 歳から 6 歳の子供たちは、小学校の子供たちと交流させながら運動を体感することがいいですよと、このように書いてあるんですね。書いてあるというか指示をしているんですね。

ですから、交流にもいろんな交流があります。子供たちが積極的にお互いに交流できる。たまたま長柄小学校と日吉小学校、2 校あるんですけども、その辺の大変さは十分理解しておりますが、交流活動を、毎月でも定期的に交流をしていくのが、次期指導要領、保育要領の改訂版になっていると思います。ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。

時間もなかなか限られておりますから、重要なところだけお話を聞いていきますが、学校編成をしていくためには、子供の体力、コミュニケーション能力、それからリテラシー、グローバル人材の資質を高めるために英語教育というものが、小学校も中学校もこの指導要領に入ってきております。こま数が増えてきております。

こども園における英語教育についても重要と考えているんですが、そこで現在も 1 名のアシスタント・ランゲージ・ティーチャーが来ているわけなんですけれども、20 分間、非常に町のかける予算は少ないと感じております。幼児教育の大切さの中で、能力をどのように生かしていくかということで、ALT の時間帯を増やしたり、またこの先生を増やす考え方はあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまの英語教育の関係で、ALT の時間の関係なんですけれども、とりあえず重要性については十分、英語教育につきましては承知しているところでございます。今後の関係ですけれども、教育委員会、学校教育課のほうとまた打ち合わせをさせていただいた中で、時間割等、また人数につきましても協議させていただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 1 番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 役所で言うてはいけない言葉が「とりあえず」という言葉があるんですが、やめてください。とりあえずじゃなくて、前向きに組んでいただきたいのです。

なぜこんなことを言うかという、小学校が3年生、4年生のこま数が準備で入ります。5年生、6年生は実施課程でも授業として受けなきゃいけないんですね。隣の長南町を見ますと、今年1年生がこの英語に取り組むんですね、統合されて。私たちは1年生から始めますよと言っているんです。ですから、英語教育の大切さ、別に英才教育をしろと言っていることじゃなくて、あくまでもこども園というのは学んで遊んで楽しくするのが基本ですから、勉強しろ、勉強しろと言うのは基本ではありませんので、その辺は認識しておりますので、十分その中の利活用を図っていただきたいということなんですね。

そこでもう1点お聞きします。こども園において多言語を使った掲示板などはございますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

安田こども園長。

○こども園長（安田昭子君） こども園では日本語だけでございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） お金をかけなくても多言語というのは、「トイレ」、平仮名でも大切なんです、要するに「トイレット」、もっと略して「トイレ」でも構いませんし、「ランチルーム」でも、これは大変申しわけないんですが、園のコピー機を使って表示する。お金をかけない英語教育や多言語教育ができるんですね。教室もそうです。教室を何て言うかわかりませんが、ミーティングルームですか、わかりませんが、もも組さんとか何組さんってありますので、目で見て、「MOMO」とローマ字で書いてもいいです。ですから、「ピーチ」という発想だけでなく、ローマ字を使った見ても楽しめる、お金をかけない取り組みをぜひ扱っていただければいいのかなというように思いますので、また研究をひとつしていただきたい。

では、ごろっと変わって、現状のこども園について1つお聞きします。

これは昨年の暮れから養護教諭、保健師等について要望を上げてきたんですけれども、この関係で、保健衛生に関して、遠足中の健康管理を徹底するため、文部科学省から通達が来ているんですね。要するに遠足や修学旅行などに行くと、園長先生や小学校の校長先生に委ねられています。これは学習指導要領に載っています。

その中で、本年、年長さんの遠足、年中さんの遠足について、定められているのに対して、

ながらこども園には養護教諭はいませんが、産業医でも添乗しているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

安田こども園長。

○こども園長（安田昭子君） 今のご質問にお答えいたします。

例年ですと、こども園には養護教諭がおりませんので、役場の保健師に引率をしていただいているところですが、本年度は調整がつかず引率していただけなかったため、保育教諭を増員して園外保育には行ってまいりました。

○議長（月岡清孝君） 1 番、川嶋朗敬君。

○1 番（川嶋朗敬君） そうすると、遠足には、この通達どおりに養護教諭とか保健師とかは付き添っていない、その分、保育士さんを増やして行った。保育士さんを増やして行くのはわかりました。そこで危機管理を聞いているんですね。事故がなかったからいいものの、事故があったときには、先ほど申すように園長が総監督者として責任を負わなきゃいけない。そういう認識を持って、養護教諭の派遣依頼、都合がつく保健師さんがいなければ、ほかのところに募集をかけて添乗すべきだと思います。

認識を十分に理解していただかないと、いつ子供がけがをする、遠足に行ってどういう状態になる、熱中症になる。年中さんが行ったときは真夏の30度に上がったじゃないですか。物凄く暑かったじゃないですか。お昼は戻ってこども園で食べますよね。1 時間、2 時間で、遠足。1 日ですか。ですから、指導要領に基づいて実施されているわけですので、短時間といえども、やはり危機管理は十分に持って対処すべきであると。今のは大きな間違いですので、十分に認識を持って子供たちの安全管理はしてってください。

聞けないところについては後ほどまた聞いていきますが、私のほうから、時間も迫っております、ロスタイムが何分あるかわかりませんが、教職員でこれから来年の要領に基づいておくために、1 つだけお願いがありますのでメモしておいてください。

園の教職員の意識改革の問題でもありますが、小学校では公開授業が当たり前のように行われております。なぜ公開授業をこども園は行わないのか。保護者参観は行ってもなぜ公開授業を行わないのか。保護者が1 日保育体験などをして保育参加を積極的に推進させる、ともに子供たちを育てる関係性を築いてほしい、これが新しい改訂のポイントです。

ですので、あらゆる面から、危険性があってはいけないんですが、ローテーションを組み合わせながらこういう関係を築いてほしい。保護者と園は子供たちのために、それと同時に

教育基本法第3条、読んでくださいねとお願いしましたとおりに、子供たちはひとしく平等の教育を受けなくてはならない、これが最も重要な点であると私は認識しております。こういうところからいじめという問題も発生してまいりますので、十分認識しておいていただきたいと思います。

あと10分ですか、早いですね。産業振興、行けなかったら申しわけありません。

東日本大震災が発生して今年で6年になりましたが、安全性を確認していく。正直、小学校、中学校より、こども園のほうが毎日訓練しているんですね。これは驚いています。安全だろうと私も認識しております。これでもかというぐらいに毎日やっています。大変ありがたいことだと思っています。

こういういつ来るかわからない災害から子供たちの生命と安定を保つために、そういう生活の授業が行われているんですが、その中に食育推進というのが入っていきまして、実は食育に当たりまして、こども園からチラシをいただいたんですね。食育だよりということで、6月は食育月間ですよということで、⑦を見ると、食品の産地を確認して買い物をするとなっているんですね。地元でつくられた食べ物は地元で消費しましょうと、あくまでも地産地消を進めていっているんですが、地元でつくられたものを、子供たちの知徳体、この栄養バランスを保つために、毎日毎日栄養士さんや調理師さんが頑張ってつくられています。

この中で、産業振興課長、長柄町の食料自給率は何％ですか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

長柄町の自給率につきましては、59%というふうになってございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 突然振ってしまって申しわけありません。

それほど緊張感を持っていますから、常に長柄町においては地産地消、こういった食べ物をなるべく地元産、国内産で使っていきたいということで、お米も日吉、タケノコも地元産を今使っていると思います。

では、酷ですけども、ながらこども園の食料自給率とは聞いてもすぐに答えられませんので、今、59%という数値が出ましたけれども、栄養士さんと、それから現場の先生方と、どのくらい地元産を使っているのかなというように、コミュニケーションを図って取り組んでいただきたいなというように思いますので、食育だよりもいいんですが、そういった細かい些細なことでも注意して見てください。

②に移ります。アンケート調査は、私の手元にもあるんですが、これは何のために、誰のためにといったら、子供のためというのは十分認識しているんですが、この中でこの席では言えないようなことも書かれていますので、それはいいとして、その辺については皆さん共有しましたから、理解して行ってもらいたいんですが、保護者の方々の要望の中で非常に多かったのが、園での活動、イベント、授業の写真を購入できないかというのが物凄く多く入っています。

この写真を購入するに当たりまして、園では当然ながらプライバシーポリシーの指針が制定され、これは義務づけですから制定されているはずです、小学校も中学校も。このプライバシーポリシー、個人情報保護法、これをうまく活用しまして、写真のアルバム、活動、写真をホームページで役に立てていただきたいなど。

そして、教職員の負担がかからないような体制をとっていただきたいということで、1つの事例を出しますと、忘れてしまいましたけれども、大分県の大分市に坂ノ市こども園というこども園があります。このホームページ、ぜひご覧になってみてください。苦情があったときにどう対処するのか。第三者委員会を設置して、第三者委員会には民生委員児童委員が入って、小学校の先生が入って、苦情処理に対して毎回検討しています。おかげさまで件数が少なくなっています、処理していますから。ですから、そういう意識を持っていただければなというように思いますので、ぜひホームページを新しく更新しながら、保護者間との共有を図っていただければなというように思います。

以上でこども園のほうは、ほかにも聞きたいことがあったんですが、終わりにしますので、産業振興を目的とした人材活用、3分、4分で説明しなきゃいけないんですが、私の友達に、宮崎県の高千穂からこの長柄町にいらっしゃって、昨年、60歳で定年退職して、働きたいからハローワークに行った。ハローワークに行っても仕事がない、でも働きたい、いや困ったという相談を受けて、私もどげんかせんといかんということで考えたのが、厚労省、企業庁、いろんなところのデータの調査をしました。現状では、長引く不況による地域の経済力の活性化が落ちていると、活力が失われていると、将来にわたって高齢者が増えていくと、元気なうちには働きたいと。

時間がないので結構ですが、シルバー人材センターを見ても加入率が落ちている。高齢化率は上がっている。長柄町もきっとそのような状況であると思うんですが、そういった中で、シルバー人材センターにかわる雇用の場を生む定住化対策を今とっておかないと、10年後、高齢者、移住者が増えて、C C R C、1,000人の富裕層が来たときに、どう対処していくか

ということを今から実現して欲しいということで、これは去年そのように、どげんかせんといかんと言われたので工夫して分析をしました。分析した結果、やはりシルバー人材センターにかわるゴールドセンターが必要であるという認識を持ちました。

ただ、これには新しい財源が必要になってきます。ですからファンド、前回でもコミュニティファンドの話をしました、やはり寄附制をもっていかなければ長柄の財政支援ではなかなか難しいです、どんな形の事業を行うにしても。ですから、この寄附制をもって、配当金は出ませんが、配当金が出ない形の返礼品を、物ではなく形として考えていただきたい。

例えば、お墓参りをするにもそういう返礼品。空き家住宅で東京に行かれた方が困っているならばその返礼品。こういった能力や知恵を持っている活力あって働きたいという人たちが長柄にも大勢おられますので、ぜひこの取り組みを組んだ中で、新しい定住化対策を目指していただきたいというのが今回の狙いですので、ぜひ研究して、全国どこでもやっております。一生懸命探してもないはず。1年間かけて勉強しましたから。

ですから、こういう取り組みをするために施設がなきゃいけないんですね、起業支援センターという施設。今回は、廃校を利用したこういう起業支援センターについて一般質問をいたしますので、ぜひそういう取り組みも考えていただきたいと思います。

園長先生には大変ご足労いただきましてまことにありがとうございます。ぜひともこれからのご活躍を期待しております。

私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、川嶋朗敬君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 次に、4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） こんにちは。4番、三枝新一でございます。傍聴の皆様方には、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

海外では、中東のシリアで今でも内戦状態が続いており、今年の4月、政府軍が反政府軍拠点を攻撃した際、毒ガスが使用され、罪のない住民が多数犠牲になり、そのことへの報復に、アメリカがシリア空軍基地に五十数発のミサイル攻撃をしたというニュースが報道されました。また、イギリスでは、5月、コンサート会場の自爆テロで若者22名が死亡し、多数の負傷者が出た事件は、記憶に新しいところでございます。

隣国の北朝鮮では核開発疑惑、さらに今年に入り、現在まで10回のミサイル発射を行うなど緊張が続いております。北朝鮮問題は、隣国であります我が国においては動向が非常に注視されるところでございます。

なお、国内においては、秋篠宮様のご長女の眞子様がご婚約されるというおめでたいニュースが入ってまいりました。また、昨日、上野動物園のパンダ、シンシンに赤ちゃん誕生の報道がありました。非常にうれしいことでございます。暗いニュースの多い昨今、久しぶりの明るくおめでたいニュースであります。

私が町政に携わるようになりまして、来月で早いもので2年を迎えます。初心を忘れずに、私の選挙のスローガンであります「長柄町に活力を、一人一人の声を届けます」を肝に銘じ、ご支援をいただいた方々並びに町民が住んでよかったと笑顔になれるよう、残りの任期2年間一生懸命頑張ります。ご支援、ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、これより質問に入らせていただきます。

1項目め、通学道路と通学児童の安全対策について質問いたします。この問題は、私が議員になりましてからずっと一般質問で質問させていただいております。

少子高齢化の進行に伴い人口の減少が叫ばれて久しく、本町も多分に漏れず、人口の減少は確実に進行しております。特に、出生率の減少に伴い子供の人口は減少しております。子供人口の減少に伴い、小中学校の生徒数も減少の一途をたどっているのが現状です。また、新聞、マスコミ等で児童の悲惨な事故・事件等が日々報道されております。

そこで伺います。

1点目、通学道路の安全対策をどのように考えているのかお伺いします。

2点目、通学児童の安全対策をどのように考えているのかお伺いします。

次に、2項目めの多面的機能支払交付金について質問いたします。

本制度は、国の農林水産省により、平成26年度より5カ年計画で始まり、今日に至っております。本町では篠網、稲塚、上野、月川、針東、船木、榎本、味庄、田代の8組織が現在活動しております。本町の主産業は農業であり、本事業は農業を取り巻く環境の変化に対応すべき環境維持管理事業と思われます。

よって、2点伺います。

1点目、本町では本事業の活用をどのように考えているのかお伺いします。

2点目、農地・水・環境の保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金との違いをお伺いします。

次に、3項目めのC C R C事業についてお伺いします。

本町は、人口減少対策の一つとして、平成28年度から長柄町、リソル生命の森、千葉大学と提携し、日本版C C R C「生涯活躍のまち事業」がスタートしたことは承知しております。

そこで2点伺います。

1点目、現状の進捗状況と内容をお伺いします。

2点目、今後どのような予定で進行するのかお伺いします。

以上で私の1回目の一般質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

まず、通学路及び通学児童の安全対策についてであります。3月に起きました我孫子女児殺人事件、松戸の小学校3年生が登校中に連れ去られ、遺体で発見されました。大変痛ましい事件であり、あってはならない事件であると思います。

通学路の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からもその対策が必要であることは言うまでもありません。

そこで、①の通学路の安全対策と②の通学児童・生徒の安全対策の両面から、通学路等における子供の防犯被害を防止するための対策として、具体的に5点を重点として日ごろから考えておるところであります。

1点目は、通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底であります。登下校時において、児童・生徒の安全を確保するために、通学路の安全点検を教職員や保護者が定期的に実施し、要注意箇所の把握、周知徹底を行うということであります。本町では毎年、通学路交

通安全プログラムにより危険箇所を洗い出し、点検・整備を関係機関と連携を図りながら実施しているところでもあります。

2点目は、登下校の児童・生徒の安全管理の徹底であります。登下校時間において、児童・生徒の安全を確保するためには、児童・生徒を極力一人にしないという観点から、集団登下校や保護者等の同伴等による安全な登下校対策を講じているところでもあります。また、学校安全ボランティアのスクールガードによる登下校の見守り隊の協力を得て、安全策を講じているところでもあります。さらに、通学バスや路線バスの活用による安全な登下校対策もとっているところでもあります。今後さらに、児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等が大きな対策の一つであると考えております。

3点目は、児童・生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進であります。児童・生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためには、児童・生徒に危険予知能力や危険回避能力を身につけさせることがぜひとも必要であります。本町の各小中学校では、通学路安全マップの作成や防犯教室、交通安全教室等を実施しておりますが、それらの活動を通して、児童・生徒の発達段階に応じた実践的な安全教育や防犯教育を推進していくことが今後とも大切であると考えております。さらに、本町の各小中学校では安全教育を年間計画に位置づけ、意図的、計画的、そして継続的に推進しているところでもあります。

4点目に、不審者等に関する情報の共有であります。日ごろから、不審者の出没に関する情報等について、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係機関等との間で情報を迅速かつ確実に共有するための取り組みを進めていくことが大切であります。本町では、子ども安心情報ネットワークに加わり、茂原指導センターや県東上総教育事務所の生徒指導担当者と茂原警察署等との情報の共有を図っているところでもあります。

5点目は、警察との連携であります。登下校時における安全確保対策を進めるに当たっては、警察との連携が不可欠であります。学校・警察連絡会議の場を通じた平常時の情報交換や防犯教室・防犯訓練への参加、不審者に関する情報の共有等、さまざまな機会を捉えて、警察との意見交換等を実施しているところでもあります。基本的には、児童・生徒を極力一人にしないという観点からの安全な登下校方策の策定・実施、そして児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等が重要であると認識しております。

また、以上の対策の実施に当たっては、通学路の安全点検の際に、専門家の知見を取り入れることや、見守り活動の際のスクールガードリーダーによる巡回指導を行うことが有効であると考えられます。さらに、児童・生徒の安全な通学路の安全確保を含む安全教育や安全

管理について、教職員の研修機会の充実や外部専門家の活用促進を行うとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備の推進が今後とも必要であると認識しているところであります。

次に、2項目めの1点目の多面的機能支払交付金の活用についてお答えいたします。

本制度は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るため、地域の共同活動に支援を行うものであります。

ご質問にありますように、本町では8組織が活動を行っており、現在2組織から相談を受けているところであります。今後も農業者及び地域住民の共同活動により、地域資源の適切な保全管理を期待するものであります。

2点目の農地・水保全管理支払交付金であります。制度の趣旨に違いはありませんが、交付金の対象となる活動内容の細分化や交付金単価が見直され、平成26年度に多面的機能支払交付金が創設されました。

次に、3点目のC C R C事業であります長柄町生涯活躍のまち推進事業についてお答えいたします。

コンティニュー・ケア・リタイアメント・コミュニティー、いわゆるC C R Cでございますが、昨年度から、千葉大学、リソルホールディングス、そして本町と連携し、大学連携型C C R C、生涯活躍のまち推進事業をスタートいたしました。

連携する国立大学法人千葉大学では、大きく2つの部門にかかわっていただいております。その一つは、連携の核となる部分で、コミュニティ・イノベーションオフィス、地域イノベーション部門が、またもう一つは、健康寿命の延伸、健康づくり、介護予防、健康管理、そういった点で予防医学センターが、ともに中心的な役割を担っていただき、大学の強みである知の財産と機能を活用するものであります。昨年度は、その千葉大学などを中心として、地域再生計画策定支援業務、健康寿命延伸プログラム策定業務など計6業務を、国の地方創生加速化交付金により実施したところであります。

今年度につきましては、これらの成果に基づいて、内閣府へ地域再生計画を申請いたします。その後、この計画が認定され次第、年度末を目途に形成事業計画を策定する予定となっております。

そのほか、今年度は健康ポイント事業やスクエアステップの普及推進、千葉大学の学生と地域住民がともに学び合う講座、カレッジタウンプログラムの開催、移住定住推進プログラムの策定なども実施してまいります。

なお、リソルホールディングス株式会社の高齢者向け住宅建設事業については、リソルと

千葉大学工学研究科の２者間において、現在グランドデザイン、全体基本設計を行っている状況と伺っております。したがって、まだ町との協議の段階ではないということから、その規模や着工時期などの具体的な内容は、今のところはわからない状況であります。

今年度は、事業の内容がより具体的になってまいるかと思いますが、産学官の３者の連携によって、それぞれの資源を最大限に生かす中で、本町の抱える諸問題の解決につなげられるよう、全力を傾注してまいります。

いずれにいたしましても、今年度の推進協議会にお諮りしながら、加えて、できる限り国の補助制度を活用し、模索しながらしっかりと進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、三枝議員への答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） ４番、三枝新一君。

○４番（三枝新一君） それでは議席より失礼いたします。

１項目めの①の件なのですが、通学路、町長は今、児童と通学路を一体化されてご答弁いただきましたけれども、私の場合は別々で再度質問させていただきます。

①については、先ほど申しましたが、私が議員になりましてから今回で４回質問させていただいているんですが、そのたびに上げているお話と私は思っております。

なぜこういうことを何度も質問するかといいますと、まず、少子高齢化で子供の人数も減る。それに対して、通学路についてはほぼ既存の、既存という表現は悪いかもしれませんが、昔の状況のままでなされていて、部分的には改修になっておると思うんですけれども、余り目立ったものは現状改修ができていないというふうに私は認識しておるものですから、しつこいようなんですけれども何度も質問させていただいております。申しわけありません。

それでは、例を申し上げます。力丸のことなのですが、力丸から国府里に抜ける通学路、町道の番号で言いますと1203号線、これの切り割りから国府里に向かって菅田線にぶつかる間の、特に私が注目しているのは、切り割りを抜けて右側に２軒お宅があるんですが、そこから先、外側線は私が要望してすぐやっていただきましたけれども、それには感謝しております。ですけれども、その外側、要するに歩行帯というんですか、そこが狭くて、車道を歩くようになっておるところが、ずっとその状態が続いておるわけです。

それと、前回、去年の12月も質問いたしましたけれども、大加場から茂原街道に抜ける道、その場所のやはり切り割りがあるんですが、切り割りを過ぎまして筆崎地区のところに、道路の両側にガードレールがございます。そこも白線は引いていただいたんですけれども、非

常に狭いと。この2カ所について、私は非常に気にしておるんですが、現状のままでそれ以外の方法はないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまの三枝議員のご質問でございますが、1カ所目の力丸の切り割りから先、日吉誉田停車場線に向かう県道までの間だと思いますが、これにつきましては、通学路安全点検や地域の要望ということで、28年の1月に白線を引かせていただきました。また、大加場から茂原街道に抜ける部分につきましては、これも先ほどの地域の要望などを踏まえまして、29年の1月ということで、白線を2キロぐらい引かせていただきました。

うちのほうも、通学路の安全プログラムや地域の要望を踏まえまして、できる範囲でなるべく早く実施するようにしておりますが、今後も、町内全域にわたりまして通学路はございますので、その中から先ほど言われたプログラムや地域の要望、これらを踏まえて事業の優先度をつけまして、なるべく効果的に対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

それでは、そういうお考えで、執行部のほうで考えておられるということは、随時やっていただけるというふうに解釈するんですが、ただ、私、今頭にあるのが、私は結構仕事であちこち出かける事情があるんですね。あるいは私用で通ったりするところがあります。

例えばの例を一つ申し上げますと、大網の季美の森、ここから東金の有料道路に向かいまして、インターを過ぎまして126号線にぶつかります。ぶつかったところに信号があるんですが、これは山田台信号と言うんですが、そこを右折する、東金のほうに向かいます。

そうしますと1個目の信号に、山田台三差路交差点という名前があるんですが、そこを左折します。そうしますと、しばらく行くと、二、三百ぐらい行ったところだと思うんですが、右側に、八街だと思うんですけれども、二州小学校という箇所があります。二州小学校の前に信号機があるんですが、これを左折します。ということは、八街方面に向かうんですけれども、まちのほうに向かうんですが、その道路と、途中に八街南病院というところがあります。それを通り過ぎますと、道路が、1キロも行かないんでしょうけれども右にカーブするんですが、ファミリーマートがあったところが右カーブになっておって、真っすぐに抜ける

道がございます。

そうすると、その突き当たったところが県道の53号線になるわけです。これはぶつかるんですけれども、この2カ所には、道路にスクールゾーンと明記していきまして、なおかつ道路にグリーンの着色をしております。こういう方法というのは特殊な方法なんでしょうか。特殊なところにそういうものしかできないのかどうか、それをちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 三枝議員のご質問にお答えします。

ちょっと今、箇所は詳細な説明があったんですけれども、私、存じていないものですから具体的にはわかりませんが、スクールゾーンにも規制を伴うものと交通規制を伴わないスクールゾーンがあると思います。今、議員さんがおっしゃられたのは、もしかすると規制が伴わないスクールゾーンかもしれません。

ちょっとはっきりはわかりませんが、いずれにいたしましても、先ほど町長が答弁したとおり、通学路交通安全プログラムの点検というのは、この夏にもまた開かれますので、その際に茂原警察署や千葉県なども来ますので、その辺も確認して、すぐできるものにつきましたは、なるべく早目に実施したいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

今のお話ですけれども、長柄町には道路にそういう箇所が一カ所もないというふうに思います。ですので、その辺も重々、課長の説明でわかりましたけれども、対応していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは次に、先ほど町長の答弁にもございましたが、長柄町通学路交通安全プログラムという資料が私の手元にあります。このプログラムは平成26年2月に制定されておるんですが、目的に関してまとめたものを私なりに言わせていただきますと、このプログラムの目的は、関係機関が連携し、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全対策を図っていくというふうにあります。それで長柄町通学路安全推進会議が設置された。メンバーは、教育委員会、長生土木事務所調整課・維持課、茂原警察署、長柄町事業課地域整備班と書いてあるんですけれども、建設環境課ですよ。それと各学校安全担当主任、各学校PTA代表者となっております。

その中で、なお継続的に通学路の安全を確保するために、PDCA、4つですね。Pはプ

ランですよ。Dは実施するという意味ですね。対策を立てるとかそういう意味ですね。Cはチェック、Aはアクション。これを、課長がおっしゃいましたけれども、年に1回合同点検をするというふうになっております。

このPDCAをとられた場所、実施された場所ですね。それはどの場所にあったのか、あるいはそれに関する会議は、毎年1回と言いましたけれども、3回か4回になるんですかね。その中で主題となった議題をお教えいただければありがたいです。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長、石井一好君。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 三枝議員のご質問にお答えします。

推進会議では、各小中学校から洗い出された通学路の危険箇所、そちらを説明・協議する会議が一度行われます。その会議をもとに合同点検が実施されます。その合同点検のポイントといたしましては、歩行者と車両の分離、また自動車の速度の低減、わかりやすい道路標識の表示・設置、そして消えかかっている白線の再塗装と、その辺が合同点検のポイントとなっております。

また、この方法と内容ですけれども、町内の通学路の危険箇所、現地へ行きまして状況をまず確認いたします。各学校から上がってきた危険箇所をメンバー全員で現地へ行って状況を確認します。そして、現地の視察時に、具体的にここの場所はこういった危険な例がありますよというようなことで、学校やPTAの代表者から説明を受けます。

そして、警察署、また県の土木事務所、そして町の建設環境課の職員と、それぞれの立場から、この危険箇所はどういった部分で直していったらいいのかと助言等をいただくと。そして、具体的な安全対策をそこで練っていくという形をとっております。今年度も6月27日に会議を行い、8月上旬に合同点検をやる予定になっております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございました。

それで、今、石井課長がおっしゃった点検箇所、皆さんで集まってそれを協議して決めるということなんですけれども、そのときに、例えば今回はどこにウエートを置く、例えば白線を引くのをウエートにするのか、あるいは、さっきおっしゃった歩行者に対する通行が危険なところを考えていくのかという、そういう決め方はどういうふうにするのか、決める決定的なあれというのはないんですか。決め方の方法ですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 危険箇所を今年度中に直しましょうというその決定は、現地でそれぞれの立場の方々からご意見をいただいて、予算が伴いますことですので、実際にできる可能性があるのかどうか、その可能性も探りながら、現地で決定をしておるところであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは現地ということですが、例えば、招集して会議を開いて結果が出ますね。結果はその日のうちに行動を起こすんですか。違う日に行動を起こすんですか。

○議長（月岡清孝君） 石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 別の日に行動を起こします。会議で話し合った内容を、それをまとめまして、合同視察のための資料をつくって、8月に現場検証するということであります。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

そうしますと、会議にのっとった行事というんですか、そういうものは2日間か、あるいは3日間かけるかわかりませんが、1日ではやらないというお話ですね。私が思っていたのは、それを全部、例えばその日に招集して、題を決めて、そこの現地に行って、それで終わっちゃうかというふうな考え方をしておったものですから、2日ですと、広範囲的なものでいろいろ見られるというふうに解釈しますので、それは非常にいい方法じゃないかなというふうに思っております。

それでは、その会議で現地へ行って、こういうふうに決めるというふうになりますね。そうしますと、これは26年に制定されているわけですので、26、27、28、3年間あるわけですね。その間にどういう場所にメインで行ったのか。決められた場所があると思うんですね。例えば26年はこういう場所でありましたとか、27年はこういう場所ですと。例を挙げますと、26年は例えば力丸の通学路だったとか、あるいは27年は日吉方面とか水上方面のこういう場所だったとか、そういうことは現状でわかりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 年度を追っての件でしたので、私のほうでお答えしたいというふうに思います。

特にどこの場所を重点というような形で設定はしておりませんで、見たときに、ここが優先度が高いというようなところで、各団体が持ち帰って決定して、今年度中の予算がつきそうとか、そういった形で実施しております。

これについては、町のホームページで、交通安全プログラムで、今年はここがこういうふうになりましたよというようなことを写真つきで公表してございますので、それを見ると年度ごとの実施場所がわかると思うんですが、私のほうでも今年はどこかという部分は承知しておりませんので、そういった形で答弁にさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 多分3回しかやっていないと思うので、3カ所に限定されていたと思うので、ちょっと教育長おかしいですよ。年に1回しかやらないのであって、教育長がそういう立場でございましたら、例えば私でしたら、去年はどこをやったというようなことぐらいは頭の中に残っていると思うんですよね。ちょっとそれは軽薄じゃないかなと思うんです、申しわけないですけども。

その辺、重々考えていただいて、ホームページを見ろというのであればホームページを見ますけれども、逆に、仮に私がホームページを見られなかった場合、伝達方法がないわけですよ、正直な話。たまたま少しかじっているので若干は開けるかもしれませんが、それも重々考えていただきまして、申しわけないんですけども、その辺はまた後々お願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 全てについて承知しているわけではないという意味で、細かな部分まで答えられないというようなことで言いましたけれども、初年度については、刑部地区の工事をしているところの水たまりの部分とか、橋の部分とか、そんなのも実施しましたし、その次の年は、たしか中学校ののり面の、あそこが水がたまって非常に困っているというようなことで、あれは県道でございましたので、県のほうへの要望ということで、あれはたしか2年計画で最後実施できて昨年度完成したとか、それから先ほど建設環境課長のほうでお答えしましたように、大加場、力丸の点については28年度の白線の部分であるとか、そういったことで、町内随所、たくさん、大体1年間で約20カ所分ぐらいを点検箇所と位置づけて、

そのうちの大体17カ所ぐらいはその年度で対応ができるようなプランで進んでおります。

ただ、全部がその年のうちには完成しませんので、先ほどのPDCAのチェックの部分で確認しながら、次年度への持ち越しとか、そういったことにもなっている場所もございます。ということでご容赦いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

確かに町で持っている予算等も絡んでくると思いますので、そういうふうな回答でよろしいと思うんですけども、でもできるだけ、やっぱり子供さんが少ないわけですよね。さっき町長がおっしゃっていましたが、万が一があってはもう遅いんですよね。万が一のために前もってするのが準備というふうになると思いますので、その辺も重々よろしく願いいたします。

次に、2点目の通学児童の安全対策についてですが、これも先ほど町長がお話ししておったんですけども、今年の3月に、ベトナム国籍のレエ・ティ・ニャット・リンさんが殺害され遺棄された、非常にむごい事件でありますよね。犯人はすごく身近な方だというふうに報道されております。その犯人のきっかけになったのが防犯カメラの映像であったというのは、いろいろな新聞で報道されたりテレビでも流されておりました。

このようなことはいつ何時どこで、本当は起きちゃいけないんですけども、起きないとは限らないわけですね。そこで、本町は防犯カメラについてどのような考えを持っておるのかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯カメラにつきましては、先ほど来ありましたけれども、我孫子の事件以来、県のほうでも緊急に新規に地域の防犯力アップ補助事業というものを創設しまして、各市町村に指示したところでございます。

内容については、防犯カメラでありますとか、いろんな防犯関係の資機材、ボランティアに係る資機材でございまして、これらについて、今、町のほうでも整理しているところでございますけれども、防犯カメラにつきましては、長柄町の地形上、どこへでも行けるような地形でございますので、実は茂原警察署生活安全課長に、長柄町が仮に防犯カメラを設置する場合、こういった場所が適当なのかということでお尋ねしたところなんですけれども、生活安全課長もちょっと即答できないということで、交通課あるいは刑事課とも相談しながら、

ちょっと時間をいただきたいということでありますので、県の地域防犯力アップ補助事業に関連しまして、防犯カメラも一つの選択肢として検討してまいりたいというふうには思っております。

主に、防犯のボランティアさんの資機材については、本年度、防犯指導員の増員もありましたので、そういったところを中心に検討しているんですけども、そちらもあわせて今検討してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） この件につきまして、近隣にちょっと気になったところがあったものですから調べさせていただきました。

町名は白子町、ここが平成27年に、千葉県のくらし安全推進課で行っております、題名が市町村防犯カメラ等設置事業補助というもので白子町が27年で計画をしまして、28年度中に工事が終わって、補助額が1基20万円、9基つけたそうです。180万円、総工費は486万円というふうな内容になっております。

先ほど課長がおっしゃったように、白子町と長柄町ではちょっと状況が違うかもしれませんが、白子町につきましては、つけた場所9カ所については、小中学校の近くの十字路に4カ所、それとあと県道、白子町は結構観光客が来る関係上、観光客の多く集まる場所を選んで設置したというふうに言っております。ですので、できれば長柄町も、現状、小学校が2校、中学校が1校あるわけですので、その辺につける等の検討をされたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほどもお答えしましたけれども、今検討してございますので、この補助事業は、趣旨というのが実はひたくり、車上狙いの防止ということになっているので、それらも含めまして、かといって学校の近くはいけないということじゃないので、生活安全課、茂原警察署の意見も聞きながら検討しつつということで、ご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ぜひ学校の周りには早くつけていただいて、児童の安全を守っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、本町では、小学生だと思うんですが、防犯ブザーというものを持参させていると思うんですが、防犯ブザーの電池の交換はどのようにされていますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 三枝議員のご質問にお答えします。

子供たちの防犯ブザーの電池の交換につきましては、基本的、自前で交換をするということになっております。4月当初、子供たち入学の際に、町から入学記念品という形で子供たちに寄贈しております。各学校で避難訓練、また交通安全教室、そして防犯教室等の学習の後に、安全主任や学級担任から、皆さんの防犯ブザーは音が確かに出ますか、また電池は切れていませんかというような指導で、保護者等にも協力を願って自前で交換をしているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） その電池の件なんですけれども、ここにある新聞の切り抜きがあるんですけれども、この中で1年しかもたないというふうに新聞にうたってございます。

ですので、定期的に点検するのも結構でしょうけれども、1年来たら必ず電池は、鳴っていろいろが何かしていようが交換したらいいと思いますので、その辺を徹底していただきたいということで、そのブザーの非常時に鳴る音、これは私は余り聞いたことがないんですけれども、どのように防犯についての対応、例えば聞いて、これが防犯ブザーの音だとかというふうな周知の仕方はされているんでしょうか、住民の方にですね。言っている意味がわかりませんか。

例えば、ピーと鳴ったら防犯ブザーの音なのか、ブーと鳴ったら防犯ブザーの音なのか、それを町民の方が承知していなければ、何か鳴っているなというふうな認識になっちゃう場合もあるんじゃないかと思ひまして、そういうものの音の徹底がされているのかどうかというところをお聞きしたかったんです。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 防犯ブザーは、基本的にけたたましい音を出す器具であります。子供たちに危険が迫った場合にはそのブザーを押すというような、また引っ張るというようなことで、子供たちには指導しているわけなんです、周りの地域住

民の方だとか、またその近辺におられる方々が、それが防犯ブザーの音なのかというところまで、音の周知までは、まだそこまでいっていない現状であります。また各学校に連絡をして、防犯ブザー等の使い方、また音の徹底に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ぜひその辺の徹底を早目にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、町では青パトというものがあると思います。青パトは巡回しているんですか。その巡回しているルートあるいは時間帯とかというのはおわかりでしょうか。決まっているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

本町内に青色パトロールカーは、まず役場の公用車に3台、それから町の防犯組合の指導員さんの車に現在11台、来月、7月から5人の方がまた参加していただけるということで、7月以降は16台というようなことでやっております。そのほか、茂原法人会の長柄支部の皆さんが13台お持ちでございます。

防犯組合の皆様については、毎月第3土曜日の夜間、合同パトロールということで行っております。また、法人会の皆さんは月1回、小学校下校時に合わせて合同パトロールと。町の庁用車については、随時、町内の用事があるときに巡回するというようなことです。

また、そのほかに青パトは、それぞれ個人のボランティアの皆さんの車に装着してありますので、皆さんが用事があるときに巡回、随時いただいているということで、特に不審者情報等があった場合には、関係者に連絡申し上げまして、登下校時のパトロールについてご協力をいただいているというような活動内容でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

私、その中で一番気になったのが、今おっしゃった16台中の5台が下校時というふうな回答だったですかね、違いますか。

〔発言する者あり〕

○4番（三枝新一君） ごめんなさい、いいです。下校時に青パトが巡回しているということであればよろしいんですが、青パトは、これも新聞に載っておったんですけれども、ここにこう書いてございます。先ほど言ったベトナム人の方の事件が起きた後、県の森田知事がこう言うております。県は2015年度から、1台当たり1万5,000円を上限に、青パトの設置費用の半額を市町村に補助している。だが、これまでに設置されたのは、柏市や成田市など6市村の計35台にとどまっているというふうに言うておるんです。この後、これをどんどん増やしていきまして、今年度中には200台に増やしたいというふうな数字まで出しております。

ですので、できるだけこういうものを利用されまして、これは動く防犯カメラと言っているような記事もございますので、ぜひその辺もやっていただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

時間がなくなっちゃって申しわけないですけども、C C R C事業はいかないかもしれないです。白井課長、いかないです。ごめんなさい。

次に、2項目めの多目的機能支払交付金についてということなんですが、先ほど町長もおっしゃっていましたが、ここにその資料がございます。この中に、きちんと町長がおっしゃったようなことは言われております。ですので、私はあえて重複させません。

ですので、これを、私の考えとしましては、昔からの農村を維持していくのは、これからとはとても無理だというふうに思っていますものですから、一つの例を挙げますと、草刈り等をやるにしても、私も含めてもそうですけれども、皆さんもう高齢化になってきております。ですので、仕事の的にも重労働になってきておるわけですけども、そういうことも無理だということで、それにかわる方法はということで、思いついたと言うのはおかしいんですけども、こういうものがあつたわけです。

それで、2点目に2つのものについての違いをというふうな質問をしたんですけども、実際、私どもは今から十数年前、農地・水環境保全というような最初のスタートのものを約5年間やらせてもらいました。その中でいろいろ問題があるんですけども、自治会の中もきれいであつたと。たしかその当時に、私ども力丸を含めて4組織がやっていたはずなんです。その後やられている組織もあると思います。

ですので、ぜひこれを町として、町を挙げて農村を守るためにもやってもらえないのかなというふうに思いましたので、質問していますけれども、ちなみに近隣の町村でやっているところはいっぱいあるんですが、まず睦沢町、長柄町、茂原市、一宮町、ほとんどやっていますよね。ただ内容が若干違います。

それで、睦沢町については全町でやっております、町全体で。あと長南町は19組織、長柄町については先ほど言いましたけれども8組織、茂原市は22、一宮町6、白子町6、長生村は15というふうになっておるんですね。

私、やった経験から物事を申させていただきますと、これの一番ネックは事務的な処理なんです。ソフトなんです。実際、草を刈ったり川の側溝を掃除したり、そういうことは別に問題ないんですけれども、その後の写真を撮ったり、交付金をもらったときのお金の流れはどうだったかこうだったかとかというものが非常にネックになっております。

ですので、この辺も踏まえて、睦沢町では全町やってあげておるんですけれども、事務的なことについては専属の者をアルバイトで雇って使っている。当然うん千万円の補助金があるからできるんでしょうけれども、力丸はありません。長柄町もぜひこのような方法を取り入れて、荒廃しつつある農村を守っていく、そういうために多目的機能交付金を活用したらどうかと思うんですけれども、課長、お願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそ町長の答弁にもございましたが、本制度は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に支援を行うものでございます。まずは地域の皆様みずからが地域の農地を適切に保全・管理していただくという、地域の活力に期待をするものでございます。その上で、町として支援をできるところにつきましては講じてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

それと、もう1点お聞きします。この資料の中に、もろもろやり方を書いておるんですけれども、その中でちょっと私気になったことが、前回我々がやった方法と現状の動いている方法の中で、資料に書いてございますが、特に経理関係に苦勞したと言いましたけれども、それが以前より簡素化されているというふうな表現、具体的に書いてありませんので、どういふふうになっているかわかりませんが、簡素化されているという内容について、知っておられたら教えていただきたいんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 申しわけございません。前回の制度というものも承知していない中で、申しわけないんですが、そこまで具体的な制度の中身、運用の仕方等につきまして承知してございませんので、差し支えなければ、また後日、その辺を調べた上でご回答させていただければと、そのように存じます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。先ほど町長も言っていましたけれども、現在2カ所考えておるという中の1つに力丸組織が入ってございますので、質問してみたんですけれども、その辺も後で課長、説明をお願いいたします。

あと2分あるんですけれども、C C R C事業、若干ですけれども、本筋は言えないかもしれませんが、先ほど町長がおっしゃった内容をある程度総合しますと、大体進んでいるのかなというふうに思います。

内容等については、これから徐々にその方法が示されてくるんじゃないかというふうに思うんですが、現状、私が一番危惧しているのが、後でほかの議員さんのほうからお話があるかもしれませんけれども、現状の長柄町で7,185人の人口なんですね。これは4月現在かな、5月頭かな。

その中で、現状、C C R C事業で都会から呼び込もうとしているのが元気な高齢者というお話なんですね。弱い方もいるでしょうけれども、元気な高齢者、俗に言う65歳以上ですか、高齢者とおっしゃるのは。それで、この方たちを、先ほど川嶋議員がおっしゃったように、2025年までに、上野地区のリソル生命のところに1,000人増やしましょうと。現状ある人口が2年も3年もするとどんどん減っていくわけですので、その上に1,000人上乗せ、それはいいと思います、数字的には。

ただし、その内容が高齢者。高齢者はどんどんお年を召していきます。お年を召していくと、今まで元気だった高齢者が元気じゃなくなるというのは目に見えるわけですね。それについて一つだけ、このC C R C事業を行うに当たって、都会の高齢者の居住を促進しましょうというふうに至ったいきさつについてお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

もうお時間もないところでございますけれども、現在進めているC C R Cの事業につきまして、千葉大学のほうと今一緒にやっているということで、町長からの答弁もございました。

が、都市部、特に東京圏の中心部においてですが、アンケートなどを行っても、地方回帰のニーズというのが、ここ10年、20年の長いスパンでアンケート、意識調査を行っても、非常にこのところ急激に伸びているということで、数字的には約3倍ぐらいの数字で、地方部に移住したいという方々のニーズが増えている。

これは、C C R Cは確かにアクティブシニアということで、比較的高齢の方、できれば50歳以上のアクティブシニアということで考えておりますけれども、おっしゃるとおり、65歳以上の国民年金になった方、退職された方が中心の世代かなというふうには想定はしておりますので、議員のご心配されるご質問も十分理解しております。

最終的には介護という形になるのが知っているところでございますけれども、そのためにもといいますか、これまでもご説明してまいりましたように、なるべく介護にならない、なるべく健康寿命、心臓がただ動いているだけではなくて、本当に最後まで健康状態を保ったままという形に持っていけるような施策とか町づくりとか、全ての面において総合力でその辺を持っていくということで考えております。

当然、これはリソル生命の森というエリアの中の1,000人というお話のことでございますので、その中において、介護施設だとかその辺の充実は、リソル生命の森、またリソルホールディングスのほうとしても考えているということでございますので、今後のその辺の仕組みについて一緒になって協議をしていくというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 課長の考えはわかりましたけれども、一番懸念されるのが、現状、人口はどんどん減っていく、若い人たちもいない、それに伴って年をとっていく高齢者が増えてくる、それにかかる費用、もろもろのものが問題視されてくると思います。それが今後の少ない人数で町をやっていかざるを得ないと思うんですけれども、特に若い人たちに負担のかからないような方法を、極力知恵を絞って政策を立てていっていただきたいというふうに思いますので、切にお願いいたしまして私の質問を終わりにします。

どうもありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、三枝新一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時13分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） 次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

傍聴人の皆さん、議会の傍聴に足を運んでいただきありがとうございます。今日、6月13日は、日本の歴史の上で長柄町に関係する何があった日かご存じでしょうか。川嶋議員の冒頭の挨拶でネタがばれてしまいましたが、それは、長柄町生まれの大田中將が72年前、昭和20年6月13日、沖縄県豊見城の海軍の壕内で自決をした命日です。川嶋元長柄町長により昭和48年に顕彰碑が建立され、広報ながらの5月号に掲載されていましたが、今日も午後2時から、六地蔵の西福寺の住職及び有志による大田中將顕彰の集いが行われます。去年は私も出席しましたが、今年はこの本会議のため出席できません。

大田中將は、本来海軍が報告することではないが、沖縄県の現状の通信力を考えて、沖縄県民がこのように戦った、沖縄県民に対して後世になっても特別の配慮をお願いすると、軍事のことではなく沖縄のことを打電し、1週間後の今日、6月13日に自決したのです。沖縄の人たちは、この電報を打った大田中將に今でも感謝していると聞いています。最後に沖縄のために何ができるかを考え実行し、今でも沖縄県民に慕われている長柄町生まれの大田中將を私は誇りに思います。

4月に人事異動がありましたが、課長の皆さんは、事務分掌で決められたことだけをするのではなく、大田中將のように、現状を考えて今何をすべきか考え、仕事をしていただきたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1、最初に人事異動について伺います。

①人事異動は、私の経験から、異動した全員が納得する異動はなく、人事異動に伴うメリット、デメリットが私はあると考えています。

例えば、去年の3月の議会で、大課制廃止に伴う議案第11号の職員の給与に関する条例の

一部を改正する議案の中で、6級と7級の課長について質問をしても、県などでも2階級設けている、町の職員の年齢構成により2階級設けているという、6級と7級の課長の設定に疑問さえ抱かずに、改正する気配さえ感じない回答で、私は納得できなかったもので上程案に反対しましたが、4月の人事異動により担当課長及び班長がかわり、6月の定例議会で、6級と7級の課長職の職階について、会計課長が7級から6級の課長に変わり、一職一階の原則に反し、割合ではなく定額にした管理職手当の基本概念に反していると質問をしたところ、この4月よりすぐ見直し、6級の課長を廃止して職階の改正をし、管理職手当をすぐ見直し、そういう担当課長もいます。人事異動がなく、同じ課長、班長であれば、また同じ回答の繰り返しであり、職階の見直し及び管理職手当の見直しはなかったと思います。だからこれはいい人事異動の例です。

しかし、議会で質問をして、前任者からはよいことだから実施したいと回答をいただいても、後任者は引き継ぎがあっても全然実施せず、業務の進展はなく、問題点の解決は見込めません。人事異動がなく同じ担当者であったなら、自分が回答したのだから間違いなく回答のとおり実施したいと考えられます。ですから、これは悪い人事異動の例です。

この2つの事案は、人事異動のメリット、デメリットのいい例だと思います。

また、長柄町ではないと思いますが、人事異動に伴い、新しい課になじめずに心の病になり、長期療養休暇を有したという話も耳にしています。また、不幸な事故も私は経験し、なぜ私に相談してくれなかったのか、なぜ気づいてあげられなかったのか、今でも残念に思っていることがあります。

人事異動に対するメリット、デメリットを執行部はあると考えているのか伺います。

②人事異動に関する職員の意識調査及び希望調査などを実施し、人事異動の参考にしているのか伺います。

2、次に未登記の行政財産について。

執行部が一生懸命に業務を遂行していると私は到底考えられません。そこで次のことについて伺います。

①本町で一番古い所有権移転が終了していない未登記の行政財産及び一番新しい未登記の行政財産は、それぞれ何年のものがあるか伺います。

②所有権移転まで終了していない未登記のある道路の本数を、長柄、日吉、水上地区にそれぞれ何路線あるか伺います。

③所有権移転まで終了していない未登記の筆数はかなりあると聞いていますが、長柄、日

吉、水上地区にそれぞれ何筆あるか伺います。

④平成29年度予算審査総務事業常任委員会で、年間の未登記の処理数を質問したところ、処理数は7から8筆と回答いただきましたが、町長は、年間の未登記数の処理がこの程度でよいと考えているのか伺います。

⑤未登記の行政財産の処理を今後どのようにしていくのか、執行部の考えを伺います。

3、次に、農地法第30条により、農地の有効利用を図るため、農業委員会による年1回の農地の利用状況について調査が行われていると思います。利用状況調査により把握した農地のうち、遊休農地に関する措置の対象となる遊休農地について伺います。

①平成28年度において、農地法第32条第1項第1号に該当する、耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと認められる農地の面積は、長柄、日吉、水上にそれぞれどのくらいの面積があるか伺います。

②平成28年度において、農地法第32条第1項第2号に該当する、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比して著しく劣っていると認められる農地の面積は、長柄、日吉、水上地区にどのくらいの面積があるか伺います。

③、①②の遊休農地の利用意向について、調査結果はどうであったか伺います。

4、最後に農業委員会の制度の変更について伺います。

1年後の来年の7月、農業委員の任期です。ご存じのように、農業委員の選出方法が、公選制の廃止をし、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方式に変わりますが、執行部の考えを伺います。

①農業委員の定数は何人ぐらいを考えているのか。選出区分などはどのように考えているのか伺います。

②認定農業者は本町に何人いるのか伺います。

③議会の同意は農業委員1人ずつ求めるのか、定数全て一括で同意を求めるのか伺います。

④農業委員とは別に、担当地区における農地等の利用の最適化推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員の選出はどのように考えているのか、執行部の考えを伺います。

以上で私の一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1項目めの職員の人事異動についてお答えします。

人事異動につきましては、職員を適材適所に配置し、事務事業を円滑に遂行するとともに、職員の士気の向上及び多様な経験を積ませる目的で実施しております。

ご質問の、まずメリットとデメリットについてであります。当然あるものと考えております。そのことを踏まえた上で、職員の状況、意向、適性などを考慮し、できるだけデメリットを抑え、メリットが得られるように実施しているところであります。

意識調査及び希望調査についてですが、平成27年度まで、毎年度末に自己申告を全職員に実施し、これを参考に実施したものであります。

2 項目めの未登記の行政財産についてであります。

まず、町道等の未登記についてお答えいたします。

道路改良工事に伴い道路用地として購入したものの分筆登記ができない場合や、相続登記の複雑な案件が、未登記の発生した主な理由であると認識しております。

ご質問の未登記の発生した年代については、古いものでは昭和40年ごろから始まり、平成10年ごろまで30年以上にわたり発生しておりますが、それ以前の、いわゆる自治会施工などで道路を建設し、把握できないものもあります。各地区の路線数については、現在、路線番号等も変化しているため把握しておりませんが、町内全域では600筆程度あると認識しております。

これらの未登記処理については、現在実施している地籍調査事業を通して、現地立ち会いの際などに、所有権登記の状況や土地所有者のご意向を確認しながら処理することで、効率的に処理が図れるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3 項目めの遊休農地の利用状況についてお答えします。

まず、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地の面積は、長柄地区で73万5,119平方メートル、日吉地区で65万7,356平方メートル、水上地区で37万8,896平方メートルであります。次の、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地については、該当はありません。これらの遊休農地の利用の意向については、多くの方が貸し付けること、もしくはみずから耕作することにより、農地として活用するとのことでありました。

4 項目めの農業委員会の制度の変更についてお答えいたします。

現在、14名で構成される農業委員を、今後は、農業委員を7名に、農地利用最適化推進委員を12名とする予定であります。また、農地利用最適化推進委員の選出に当たっては、地域の農業者等の推薦及び公募による選出となります。

なお、農業委員の任命に伴う議会の同意については、1人ずつ求めてまいります。

最後になりますが、本町の認定農業者は16名であります。

以上、鶴岡議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一番最初、職員の人事異動についてでございますけれども、メリット、デメリットは、町長はあるという回答でございました。

そこで、私は例を二つ、いいほうと悪いほうを挙げましたけれども、執行部が考えているメリット、デメリット、どんなことがあると思いますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、メリットといたしますと、職員の士気の向上、また、いろんな仕事に携わることによって能力の向上、こういったことを目的にやっております。デメリットとしますと、異動当初は、慣れない仕事でありますので、業務の処理能力が一時的には下がるということがあるかと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 士気の向上とか、当初慣れない仕事で士気が下がるとか、そういう大きなことじゃなくて、私が例に挙げたような具体的なことはないでしょうか。前に保育園の質問をしたとき、長柄町のこども園、こういうメリットがありますと蒔田課長が答えてくれましたよね。そういうふうに私は具体的な答弁が欲しいんです。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

具体的ということでございますけれども、それぞれ一人一人に、異動した場合に、例えば私が異動したとしても当然メリットはあるし、デメリットはあるし、それが3年後、5年後、10年後にメリットに変わるような人事異動をしたいというふうに思っております。

個々具体といいますと、人間ですから、それぞれ人間関係とか、適性が向いていると思っても向いていなかったとか、町民相手に社交的な部分が要求されるような仕事に適すと思っただけでも合わないとか、事務が得意と、デスクワークが得意と思っても意外と合わなかったりとか、そういうことは経験上は幾つかありますけれども、そういうことがないように適

材を適所にとということで、役場全体の能力、業務処理能力が上がるようにということを念頭に人事異動は行っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私は議員になって、去年の3月議会でこういうことがあった、議員として質問して、こういう例があったということを具体的な例を話したんですけども、蒔田総務課長、人事権のある課長ですよね。異動させた職員を見ていて、何かあの人はこの人はと見えるところはないんですか、具体的に。名前は挙げなくてもいいんですが、こういう例、私も悪い例のほうは具体的な名前なり仕事の中身は話しませんでしたが、ちょっとこんな大きく、士気の向上を目指して、そういうところがメリットだから云々じゃなくて、人事権のある総務課長として、職員を全部見ていて何か思い当たるところ、すぐ出てきませんか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 私は総務課長として、初めて今年、人事異動をさせていただきましたが、今のところ私として、明らかにデメリットがあったとかメリットがあったとか、メリットは感じているところは何点もありますけれども、大きなデメリットというのは今のところ感じておりません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 人事異動というのは、私はやったことはありませんけれども、大変難しいと思うんですけども、その辺を総務課長、全体の職員をよく把握して、見て、異動のほうをお願いしたいと思います。

そして、もしデメリット云々と見つけた場合、私、仲間が不幸な事故に遭ったり云々というのを経験しているんですけども、そういう場合、デメリットの対処方法、蒔田課長としてはどう思うかと思ひ浮かびますか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 私が心がけていることは、職場をよく見て、異変があったときには話をする、話を聞くということを一番大事に考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） よくわかりました。よく話し合いの場を持って、職員の話聞いて、よく耳を傾けてあげていただきたいと思います。

続きまして、未登記の行政財産についてお聞きします。

町長の答弁の中で、一番古い未登記のもの、昭和40年ぐらいのものがあるという話を聞きましたが、私はやったことはなかったんですけども、時効取得というのができると思うんですけども、その辺、考えはないんでしょうか。所有権移転に関してですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 鶴岡議員のご質問にお答えしますが、時効取得については、私も今まで調べたことがなくて、初めて聞くような言葉なんですけれども、現実的に近隣の町村などに問い合わせてみますと、時効取得は余りやっていないということを聞いております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。ちょっとまた考えてみていただきたいと思います。

次に、年間7から8筆の未登記処理ということで、常任委員会で答弁いただいてあったんですけども、その答弁の中で、相続が終わっていないから所有権移転ができないと、そういう理由を回答の中で執行部は説明しているんですよ。私にしてみれば、それは至って職務怠慢だと考えています。所有者ができないなら執行部がやればいいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今の議員さんのご質問ですと、先ほども言いましたけれども、町長の答弁のとおり、昭和40年ごろからの未登記の物件があるということで、鶴岡議員が言うように、そういうものは行政で土地を買って所有権移転をして登記するのが本筋であろうということは十分認識してございますが、ご存じのとおり、年数がたつと当然相続人がすごく増えます。10年で5倍とか10倍とかの人数に実際はなっていまして、昭和40年代のものを解決するには、何百人単位で承諾をもらって登記を進めるという手続になると思いますが、これについてはなかなか、そういう事案も過去にはありましたけれども、それだけ多い人数の方に、その当時、道路の買収の必要性を認識してもらってご理解をいただくまでには、か

なりの労力と申しますか、時間的なこともありますし、日本国内に全てがいるというわけでもございませんので、この辺につきましては、今までこういう形で進んできているのが実態でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私は現役のとき登記の係ではありませんでしたけれども、用地買収のために司法書士と相談して、相続のために土地の権利書を借りたこともありますし、相続のために必要な書類をもらいに相続権利者のところを、登記をやった経験はなかったですけども、司法書士と話し合いをして、登記に必要な相続権利者を訪ねて登記の書類をもらったり、そういうことを私はやって登記をしてきました。町はそういう面倒なことから逃げないで、そういう仕事をプロ的に、600筆ですか、まだ未登記があると。一つ一つ潰していつてもらいたいと思いますけれども、昭和40年の云々は古いから云々と言っていますけれども、平成10年、まだ新しいじゃないですか、私にしてみれば。

それとなおかつ、私、相続の相談などプライベートでも相談する司法書士がいましたけれども、今、町で、私が入りたてのころは、名前を出しちゃいけないですね、誰とかいましたけれども、私個人的には、また司法書士いろいろつき合いしましたけれども、今、町としてつき合っている司法書士はいるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問ですけれども、町として契約なり協定なり結んでいる方はおりませんので、議員さんおっしゃるとおり、そのときの担当がその業務に見合った司法書士さんを見つけて相談しているというのが実態でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 司法書士も、何回も何回も行って、言葉が悪いかもしれないですけども、仲良くなしないと細かいところまで指示云々、じゃ相続するためにどんな方法があるかご存じですか。放棄とか協議とかもう一つ何があると思います。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） もう一つの方法はちょっと存じておりません。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） もう一つの方法も、私は司法書士とやりとりしていて、相続分不存在証明というのを、これでできるんだよというのを教えてもらったというか覚えたんですよ。そのくらい司法書士と一生懸命になって登記をやるんだと、そういう気持ちを持ってやらな

ければ、この600筆、増えるばかりですよ。いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問でございますが、町長の答弁のとおり、ただいま町では地籍調査もやっておりますので、その事業に合わせて、何百人も相続人がいるのはちょっと極端な例でございますけれども、議員さんがおっしゃられるように、そんなに経費がかからなくて、相続人も限られた中でできるものにつきましては、地籍調査の中で一緒に解決の方向に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 昭和40年で何百人もいると、昭和40年ということは50年以上たっているんですか、それこそ時効取得ができると思うんですよ。近隣の町村がやっていないから長柄町もやらないんじゃないかと、やる方向で、先ほども言いましたけれども、未登記をなくすんだと、そのくらいの気構えを持って仕事に臨んでもらいたいと思うんですよ。人事云々も言いましたけれども、そういう気概のある人を担当につけて、一生懸命未登記をなくしていってほしいと思うんです。

また、地籍調査を実施していて、そのとき処理していると言いましたけれども、前々から聞いていたときに、地籍調査は発生主義で、ここで道路敷が見つかったから登記するんだという話を、以前ほかの課長さんが答弁していたのを聞いていたんですけれども、地籍調査で道路が見つかった場合どこまでやるんですか。分筆までですか、所有権移転までやるんですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問ですけれども、新たに道路敷が見つかった場合ということで、例えばその土地がAさんの土地だといえますと、地籍調査事業自体では分筆まではできることになります。売買につきましては地籍調査事業ではできませんので、先ほどの町長の答弁のとおり、現地でその所有者さんの意向やそれまでの経過、この辺も聞きながら、解決できるものは解決していきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 確かに新しい道路敷が見つかったとき、所有権移転、権利が発生しますので、それはできないということですが、表示登記、分筆まではできるという話は私も聞いているんです。でも、その分筆するに当たっても、土地の権利者、所有権移転じゃないですよ、分筆するにもその権利者の判子、相続が終わっていないければ、その下にぶら下

がっている人たちの判子、代表者でいいのか全員もらうのか、それはちょっと司法書士に私の聞き方が悪くて聞かなかったんですけれども、それだったら分筆だってできないじゃないですか、そんな古いのが見つかったら。分筆だって、権利者に判子をもらわなければ表示登記はできないんですよ。相続云々で、所有権移転だけじゃないんですよ、表示登記もできないんですよ。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員さんのおっしゃるとおり、そういう箇所もあろうかと思っていますけれども、その辺も登記所の担当と相談しながら、例えば相続人全員の印鑑をもらうのか、もしくは関係人の委任状をいただいて代表者がやるとか、そういう具体的な方法につきましては登記官との相談になると思われますので、なるべく、先ほどからも申し上げていきますように、解消に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 話が少し変わりますけれども、表示登記なり所有権移転はちょっと脇に置いておきまして、例えば、用地買収のために丈量図までつくりますよね。その後に地積測量図をつくると思うんですけれども、今はもう三斜の時代じゃなくて座標の時代ですよ。そうしたら、役場じゃ昔みたいにとてもじゃないけど地積測量図をつくれないうすよね。そうしたら地積測量図も委託していると思うんですけれども、丈量図が全部終わったところ、それ全部、地積測量図も委託しているんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員さんに答弁いたしますが、かなり内容がだんだん詳細になってきましたけれども、議員さんおっしゃるとおり、今、分筆作業は、旧来、古い時代は、町の職員が地積測量図をつくってやっていた時代もございますし、その後委託するようになってきて、今になりますと、登記関係の添付書類もかなり複雑になってきて、座標の管理などちょっと役場では無理な案件もございますので、分筆の測量図につきましては、今は委託をお願いしているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 座標の時代になって、地積測量図も委託しているというのはわかっているんですよ。答弁がちょっとずれちゃったんですけれども、だから丈量図が終わったそれぞれの筆、それ全部、筆ごとに丈量図が終わった時点で地積測量図まで測量屋さんに、土地

家屋調査士なりに頼んじゃっているんですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 質問の趣旨が私が考えていることと違うかもしれないですけども、それは昔の時代じゃなくて、今やっている道路の買収に関してということですか。

〔「丈量図までいったら、それぞれの筆、地積測量図をその時点でつくっちゃうのかということ」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（内藤文雄君） 当然、つくらないと用地買収登記できませんよね。

〔「丈量図でできるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（内藤文雄君） 丈量図と様式が違いますけれども、それが地積測量図になるわけですね。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 用地買収は丈量図でできると思いますけれども、地積測量図をやって、今、私が次に質問しようと思っていたのは、地積測量図までつくっちゃって、相続ができていないから登記できないと、そうしたらその地積測量図を頼んだのが無駄になっちゃうんじゃないかと、次の質問はそれをしようと思っていたんですけれども、だから丈量図ができた段階で地積測量図もつくるのかと、それで聞いていたんですけれども、はっきりした答えがないんですけれども、もし地積測量図までつくっちゃうのであれば、相続ができないものを登記できませんよと、1枚1,800円か2,000円ぐらいするんですか、そうしたら筆数2,000筆あったら何十万ですよ。無駄になっちゃうでしょう。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 大変申しわけありませんでした。言われていることが理解できました。

先ほど言われたように、用地買収にいく際には、丈量図、A1の大きい紙で用地の提供をお願いいたします。その後、契約が済んだ後、その部分につきまして、丈量図を業者さんに1件ずつ頼んでいるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それだったら地積測量図は全然たまっていないんですね。誰かさんの机の中に地積測量図があるということはないんですね。登記のできるものについて地積測量図を業者をお願いしているんですね。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長、答弁願います。

○建設環境課長（内藤文雄君） ちょっと過去のことはわかりませんが、今現在においては、しまっているということはありません。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 地籍調査をやっていて、発生主義で道路敷がどんどん出てきて、その出てきた分については、今まで道路があるのを知らなかったぐらいだから、当然、相続も登記もできないような道路じゃないかと。私は、表示登記についても、権利者の代表なり、ぶら下がっている人たちの判子をもらうとか云々というのは知らなかったんですけども、そういうのをもらうのであれば、表示登記だってできないんじゃないですか、分筆までやると言いましたけれども。

地籍調査においては、発生主義で出てきたものを登記するということを聞いていたんですけども、今まで登記しないで、そこに道路敷があるのをわからなかったものについて、地籍調査をやって道路敷があると、それを登記しようと思ってもできないんじゃないですかということを言っているんですよ。表示登記だって相続人の判子をもらわなくちゃできないんですよ。所有権移転だけじゃないんですよ。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほど私が言った内容と重複するかもしれないんですけども、地籍調査の中で、議員さんおっしゃるのは表示登記ということなんですけれども、表示部分に関しましては地籍調査で、先ほどから言われていますように、所有者さんのご理解が得られれば、新しい地番をつくることは可能でございます。そのときに、議員さんおっしゃるように、相続人全員の同意が要というのが基本ではございますけれども、登記官と相談をしながら、その辺が最少の人数で進められるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今後、600筆と聞いていますけれども、それがどんどん増えないように、減っていく方向で仕事を進めてもらいたいと思います。

続きまして、平成28年度の遊休農地の利用状況についてでございますけれども、それぞれ面積は町長からお聞きしましたが、割合はわかりますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず長柄地区でございますけれども、町全体に対しまして41.5%を占めてございます。日吉地区でございますが37.1%、水上地区で21.4%となっております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。

それでは、意識調査の結果、貸し付けとか農地として使用していくという考えでございましたけれども、意識調査の結果をどのように反映させているかわかりますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） まず貸し付けという点でございますけれども、これにつきましては、中間管理機構のほうに貸し付けということがほぼ、農地中間管理機構という、園芸協会にございます、貸し付けを受ける団体がございまして、そちらのほうに貸し付けるというものがほぼでございます。あとは、みずから耕作するということでございますので、何らかの形で耕作してまいるというような形で、おおむね多くの方々が農地として活用してまいりたいというご回答を頂戴しているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 貸し付けた後の遊休農地の利用の事例等、何か具体的にありましたら伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 現時点でご紹介できる案件はございませんが、借り受ける側の登録が、現在本町では2名。要するに引き受けて耕作をしていただける方が、農地中間管理機構というのは橋渡しをする団体でございますけれども、その借り受ける側として登録していただいている方が2名いらっしゃいます。これらを今後マッチングするというような形で、遊休農地の解消を図るというようなことになってございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） これは質問を通告していなかったんですけれども、ちょっと試みていいでしょうか。だめだったらだめでいいですけれども、議長さん。

○議長（月岡清孝君） いいですよ。

○2番（鶴岡喜豊君） いいですか。

耕作の放棄農地、この面積は把握、資料にあるでしょうか。なければ後でもいいんですけども。

○議長（月岡清孝君） 若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） いわゆる耕作放棄地というのは、言葉がさまざまありまして、先ほど来議員がおっしゃっている遊休農地、それから荒廃農地、それから今申し上げた耕作放棄地、これらそれぞれの調査分野によって異なる言葉の使い方でございます。

今申し上げた遊休農地という分につきましては、ご存じのように農地法に規定される面積ということでございまして、これに対しまして荒廃農地というものがございまして。既に耕作のできないような状況にある土地というものでございすけれども、こちらにつきましては、現在町内で、全体でということになりますけれども、約192万平米の土地が荒廃農地ということを確認されております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 突然の質問ですみませんでした。

私も遊休農地について調べているときに、耕作放棄地というのが出てきたんですけれども、その中に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業というのがあるんですけれども、今まで本町ではやっていますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 申しわけございません。ちょっと承知していない事案でございまして、必要であれば後ほどご回答させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） またお尋ねしたいと思います。

農業委員会の制度については、①②③④、町長の答弁のとおり大体わかりました。ただ、議会の同意が1人ずつか定数一括で同意を求めるか、それは1人ずつということをお聞きしましたので、また、最適化推進委員ですか、地域の推薦、公募と、町長の答弁のとおり実施していただきたいと思いますので、来年度に向けて、農業委員にぬかりなくお願いしたいと思います。

私まだ時間が14分もありますけれども、私はこれで結構です。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。5番、本吉敏子です。

各地で梅雨入りをし、アジサイの花も色とりどり美しく映える時期となりました。今日は久しぶりに雨が降っていますが、朝晩の気温差に体調を崩しやすくなっていますので、気をつけて過ごしていただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目にわたり、一問一答方式で質問をさせていただきます。

1項目め、年金受給、支給改正法について。

年金受給者資格を得るために必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮する改正年金機能強化法が昨年11月国会で可決・成立しました。改正は本年8月に施行され、10月から約64万人が新たに年金を受けられる見通しです。新たに受給できるようになるのは、保険料を払った期間が10年以上25年未満の方、また無年金の人の救済につながるわけであります。

実際に年金を受け取るには、請求手続を行う必要があり、年金請求書については、日本年金機構が2月末から順次対象者に送付されていると思いますが、そこで2点お伺いいたします。

1点目、救済法による新たに年金受給者となる本町の対象者は何人ぐらいいるのかお伺いいたします。

2点目、手続に関しまして、日本年金機構が2月末から7月上旬までの間、年金請求書を送付いたしますが、進捗状況をお伺いいたします。

次に2項目め、子育て支援について。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、各自治体が行う子育て支援がさらに多様化され、支援内容を強化・充実させるのか注目を集めています。不安定な経済情勢が続く中、地域の経済的、精神的支援は、子育て世帯にとって本当にありがたいものです。子供が

小学生になると、習い事などでも出費がますます増えます。小学校や中学校に通うだけでも、やはりお金は必要ですし、中には、子供にかかるお金が家庭的な事情で生活を圧迫してしまっていることもあります。

そこで、未就学児だけではなく、小学校や中学校、高校に通う子供たちのための助成や給付金がもらえたりするうれしい制度が全国各地で設けられていますので、少し紹介をしたいと思います。

北海道の蘭越町では、小学校入学児童を養育する人に、児童 1 人につき 2 万円を助成する子育て支援入学時給付助成事業を行っております。また、福島県川俣町では、入学する子供 1 人につき 5 万円の祝い金の入学祝い金を支給しています。群馬県みなかみ町では、小学校 1 年生、中学 1 年生になる児童及び養育する保護者へ入学支援金を支給。小学校入学で 2 万円の商品券、中学校入学で 4 万円の商品券を支給しているそうです。広島県神石高原町では、小学校入学 1 年生の児童の保護者へ、その児童が第 1 子の場合 10 万円、第 2 子 20 万円、第 3 子以降 30 万円を支給する子育て支援小中学校入学祝い金支給事業をされているそうです。また、子育てに優しい自治体全国 1 位の島根県知夫村では、子育て支援奨励金として、ゼロ歳から 18 歳、年間 6 万円、15 歳から 18 歳、年間 12 万円、育児奨励金、2 子まで 50 万円、3 子以降は 100 万円、18 歳未満の子供がいる世帯は 3 子目から保育料の 2 分の 1 が無料など、金額面ではトップの助成をされています。

本町では、経済的な理由により教育を受ける権利が侵害されることなく、子供たちが楽しく有意義な学校教育が受けられるようにと、対象となる世帯には学用品及び給食費等の援助をされていますが、入園時には園児服や道具箱など、小学校の入学時、中学校の進学時にランドセルや制服など、高校、大学進学にもたくさんお金がかかる節目節目の時期です。実際に入学準備には小学校で 5 万円以上、中学校で制服と自転車だけで 10 万円以上が必要です。子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、本町独自の入学準備給付金を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

最後に、3 項目め、地域子ども・子育て支援事業について。

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。子ども・子育て支援法で事業計画が義務づけられ、本町でも子ども・子育て支援事業計画が策定されました。新規事業であります子育てやその保護者などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談、助言

等を行うとともに、関連機関との連絡調整などを実施する事業、利用者支援事業については、31年度までに実施・検討されることになっております。

また、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業、実費徴収にかかわる補足給付を行う事業と、新規参入事業者に対する相談・助言等、巡回支援や私学助成、幼稚園特別支援教育経費や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業で、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後の国の審議状況を踏まえ、ニーズがあった場合に検討することとなっておりますが、このニーズがあったのか、進捗状況をお伺いいたします。

それでは、1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮され、新たに受給資格を得ることになる本町の対象者については、62名であります。

次に、進捗状況ですが、原則、日本年金機構及び年金事務所から本年7月上旬までに、対象者の情報が印字された年金請求書を対象者の住所である自宅や介護保険施設等に順次送付され、対象者は年金事務所で年金裁定請求手続きを行っていただきますので、本町窓口では相談及び書類の受領のみになります。現在、本町では、対象者4名の年金請求の相談がありました。

2点目の子育て支援についてですが、子育てには、出産時、入学時、中学、高校、大学への進学時の節目節目に経費がかかることは理解し、認識しているところであります。

各市町村においてさまざまな取り組みを行い、進学時の負担軽減を模索し、検討している中で、学校教育法における就学援助においては、経済的理由によって就学が困難であると認められる児童・生徒または保護者に対し、学校教育に必要な援助を行うという制度があり、本町も要綱を設け、適宜対応しているところであります。なお、この制度は、本町の小中学校に在籍する児童・生徒のみが対象となっているため、議員がおっしゃるような入園や高校、大学の進学には対象外となっております。

また、少子化や人口減少を受け、近年、市町村独自の子育て支援、就学援助といった取り

組みも増えてきているところであります。本町においても、町独自の子育て世代の経済的負担軽減策といたしまして4点の施策を実施しております。

1点目は遠距離通学費の援助であります。路線バスの定期代全額補助とスクールバス借り上げ料金の全額補助であります。また、小学生4キロ以上の児童に2,000円を、そして中学生6キロ以上の生徒に対し補助金2,500円を支給しております。2点目は、中学入学時ヘルメット代の補助1,000円。3点目は、宿泊を伴う校外学習の補助金であります。2,000円。小学5年生の千葉市少年自然の家での野外活動、中学1年生の鴨川青年の家での集団宿泊体験活動への補助をしております。4点目は、ゼロ歳児から高校生までの医療費の保護者負担額全額補助という子育て支援策を実施しているところであります。

今後、本町においても、国や県の制度を鑑みながら、また、近隣の市町村の動向も視野に入れつつ、子育てにおける負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の地域子ども・子育て支援事業についてですが、まず利用者支援事業につきましては、現在実施しておりませんが、町の現状といたしましては、妊娠の届け出があった妊婦全員に保健師が面接をして、実情の把握や必要に応じて相談・助言、情報提供を行い、妊娠期から早期支援に努めております。また、医療機関と連携を図るため、管内市町村保健師と管内の産科医療機関スタッフと連絡会を行い、情報共有や連携体制構築のため調整を進めております。これらの支援、取り組みに加え、特に支援が必要と判断される妊婦やその家族に対する支援として、支援方法を協議して支援プランを策定し、その後も支援方法を評価、見直しを行っていく体制や、相談支援を行う専門職、受け入れ機関の確保などに努めてまいります。

次に、実費徴収に係る補足給付を行う事業についてですが、本事業は、生活保護世帯の給食費や教材、行事費用の個別負担の軽減を図るものであります。本町では、現在まで対象児童はおりませんので、本事業は行っておりません。なお、考えられるケースとしては、生活保護世帯であり、かつ1号認定児である場合に、給食費が対象となるわけですが、本町の生活保護対象者で、こども園の1号認定児としての入園は実績がないのが実情であります。

また、本町では、保育料に当たる保護者負担金自体を、生活保護世帯に加え、非課税となる低所得者世帯も無償としておりますので、国以上の軽減措置対応をしているところであります。

次に、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業につきましては、5月現

在、事業者からの相談等はありません。これは、国の待機児童解消加速化プランに基づき行われているものでありますが、今のところ待機児童はありません。

つきましては、今後も事業者による新規の保育所や認定こども園の開園ということは考えにくいことではありますが、小規模保育の事業所内保育については新規参入も考えられますので、そのような場合には即時対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、本吉議員の1回目の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

1番目の年金受給資格の改正法についてなのですが、相談と窓口ということで本町ではされているということでお伺いしました。相談は4名ということで、窓口にも来られているということでお伺いしたので、ちょっと安心をしたんですけれども、例えば、加入履歴が全て国民年金の人は町の担当窓口でもできますけれども、本人から委任状があれば家族がかわって手続することも可能だと思うんですけれども、ひとり暮らしの高齢者にとっては困難な方もいらっしゃると思いますけれども、この点についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

ちょうど平成29年5月16日付で、国から「年金受給資格期間短縮に伴う対応について」ということで文書が来ておるところでございます。

かいつまんでお話ししますと、まず第1点目、年金ダイヤルにご相談くださいということでございます。

それから、2点目なんですけれども、本人が施設に入所したりなんかしておりまして、本人が認知症である場合、これにつきましては施設職員がご家族、身元引受人または後見人等に対して、可能な範囲でという言い方でございますけれども、年金請求書の確認を依頼してくださいということでございます。

それから3点目、本人が年金事務所の窓口に出向けない場合の取り扱いということで、これもご家族、身元引受人または後見人等が、年金請求書に同封されている委任状、先ほど本吉議員が言われたように、委任状で代理手続を行うことができます。あわせて、施設職

員も代理提出を行うことができますよというようなことになっております。

それから、訪問系のサービスを利用している方につきましては、介護支援専門員等がご家族、身元引受人または後見人に対しまして確認をしてくださいというふうな形で文書が参っております。

町もこの通知の趣旨に沿って事務を進めたいと思いますけれども、また後日、年金事務所と連絡をとりながら、請求がなされていない方につきましては、必要であれば個別にアプローチしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 漏れがないように、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、加入期間が10年で年金支給額が約2万円ぐらいということで言われておりますけれども、実際どのぐらいになるのか。また、当然、掛けた年数が少ないわけですから、もらう金額も少ないとは思いますが、これまで年金額ゼロ円だったのが給付されるようになったということは、きめ細やかな配慮であることだと思いますので、実際、10年、15年、20年、25年でどのぐらいの金額になるか、概算で幾らぐらいになるか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） お答えいたします。

基本的には40年で満額ということなんですけれども、20年の方につきましては半分、それから、10年の方につきましては4分の1というような基本的なスタンスで動いていくようでございます。金額につきましては、10年では年額19万5,000円ほど、15年では29万2,000円ほど、20年では39万円ほど、それから25年では48万7,000円ほどというような、大まかな概算でございますけれども、そのような形で、29年度の額ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、25年から10年に短縮されたということで、今までは諦めていた方が、短縮することで気持ちが前向きになられ、また、保険料を払おうという方が増えてくるのではないかなと思うんですけれども、中には、10年払えばあとは払わなくてもいいのではないかと思っている方に対しては、本町としてはどのような取り組みを考えているの

か。また、その辺も丁寧に周知もしていかなければいけないのかなというふうに思うんですけども、この点についてお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） お答えいたします。

10年で受給資格を得られることから、10年を超えますと、もうその辺でいいやというふうな形で、そのような納付意欲が弱くなってくる方がいることが考えられます。また、今まで25年までは、せめて25年まではというふうに頑張ってこられた方に対しましても、もう資格を得られたからというような形で、やっぱり年金の給付意欲が低くなっていくというようなことが考えられます。

しかしながら、40年間積んで満額給付されるものでございます。先ほど言いましたように、10年では4分の1、20年では2分の1というような形で、決して満額もらっても多いというような年金ではありませんので、その辺を強調いたしまして、役場の窓口だとか、今度の広報でも年金関係のことを載せますけれども、広報等を利用しまして、この辺を丁寧に周知していけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ漏れがないようにというか、丁寧に周知をしていただきたいと思いますと思っております。

また、年金とか医療、介護などで、私たちの生活に深くかかわる生活保障制度の仕組みについてですけれども、今、学校教育の現場では、丁寧に教える取り組みが注目を集めております。社会保険労務士などの専門家による学校への出前授業も既にされているということを伺っております。今後の課題として、小中高とそれぞれのレベルで途切れることがなく教え続けられることが、正しい社会保障の仕組みを学ぶことになると思いますけれども、若い世代のときから、将来の生活を支える年金制度を初め社会保障の仕組みを正しく理解することが重要だと思いますけれども、本町としてはどのように取り組みをしていくのか、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

小学校では、現在、6年生の社会科で、「わたしたちの願いを実現する政治」という単元で、税金の使われ方として、私たちの生活に役立てるものに使うと、そんな学習をしております。あわせて地方公共団体の仕事にも触れて学習を進めております。

中学校では、3年生の公民の授業において社会保障制度について学びます。社会保障制度の4つの柱、社会保険の制度について、公的扶助、社会福祉、公衆衛生、この4点を学習しているところであります。

現在、社会保険労務士等の専門家を呼んでの出前授業等は、実際に行っていないところですが、すけれども、租税教室等、管内の税務署等の署員が学校に出前しまして、税金の大切さ等を学ぶ租税教室を行っております。

今後とも、学校教育といたしましては、社会保障制度の仕組み等、学ぶ機会を増やして、大切に充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） じゃぜひこのまま、また、さらに出前授業だとか社会保険労務士さんにどんどん入っていただきながら、実際私も、今年卒業された方からも、勉強はしていたつもりなんでしょうけれども、なかなか、義務というか、その辺がよくわからなくて滞納してしまったとか、いろいろなことをお伺いしております。そのときには、勉強したときにはわかっているつもりですけれども、社会に出ると忘れてしまったりということもありますので、本当にしっかりと教育をしていただきたいなと思っております。

また、国民のための年金制度でもありますので、国民の皆様が年金に加入して、安心して生活ができるよう、また、漏れがないように、今後も関係機関の皆様と鋭意努力を強く要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、子育て支援についてお伺いしたいと思います。

先ほど私の中で、子育て支援ということでお話をさせていただきました。その中で、小学校、中学校、本当に入学時にはとてもお金がかかるということでお話をさせていただいたんですけれども、今日、園長先生に来ていただいておりますので、こども園に入園するときにはどのぐらいかかるのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

こども園長、安田昭子君。

○こども園長（安田昭子君） 質問にお答えいたします。

入園する年齢によりまして金額が変わってきておりますけれども、3歳以上児で入りますときには園児服、体操服上下、遊び着など、そういう衣類に関するものが大体9,000円弱かかります。そのほか教材ですけれども、年長児が一番ワークなどを使っておりますけれども、年長児の場合で1,200円、3歳児ですともっと安い金額になっております。そのほか帽子など細かいものもありますけれども、大きなものは以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

入園時にはこのぐらいということでお話を伺いましたけれども、小学校、中学校に上がるときには、制服、また自転車だとかということで、とてもお金がかかる時期になりますので、先ほどは、子育てに対してのいろいろな補助金ということで町長からも説明をいただきましたけれども、町独自ということで、近隣市町村を見て進めていくというお話もありましたけれども、ぜひ近隣市町村に負けないようなことを考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それで、先ほど就学援助費ということでお話がありましたので、そのことについてちょっとお伺いさせていただきたいと思いますが、要綱を設けているということでもありますけれども、教育委員会のホームページには要綱も載っていませんけれども、載っているのでしょうか。あるのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本町でも、長柄町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱がございます。これにのっとり保護者の皆様方に支給をしているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 要綱が、私は知らなかったということでしょうか、すみません。

就学援助費の説明に関しましてはホームページにも載っておりますけれども、ほかの市町村の状況を見たことはありますでしょうか。長柄町は金額は載っていませんし、国の基準ということも、それにのっとり、国の基準に沿ってはどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） この要綱にやはり金額等出ております。国の支給レベルに合わせた町の実給額になっております。

具体的には、現在の要綱では、小学校の入学時の助成金は2万470円でございます。中学校の入学祝い金につきましては2万3,550円と記されております。しかしながら、この3月に国のほうで改正しまして、大分引き上げになっております。うちのほうもこれを協議して考えていきたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、近隣市町村の状況がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 県内市町村の動向について、50市町村ですが、データがありますのでご紹介申し上げます。

県内50市町村の教育委員会に、新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給の有無について伺ったところ、16市町村が入学前の支給を実施しております。約30.6%ですか、3月に支給をしているということでもあります。実施している市町村名はよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 近隣市町村だけというのはどうなんでしょうか。わかりますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 近隣の市町村ですと、白子町と長生村が新小学校1年生、新中学1年生に3月に支給してございます。それと、一宮町と睦沢町が新中学1年生のみ、入学準備金ということで支払いをしていると聞いております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今回、長生村は金額を増額して3月に支給するように改善をされております。それもしっかりとホームページに載っております。また白子町も、平成29年度入学分から新入学児童生徒入学準備金として制度を改めてあります。金額的にも1万円程度引き上げということで、要綱も見直しをされているということで、一宮町は、国の金額基準に合わせて3月の月上旬に支給をされているということになっております。

今は、就学援助費をいただくためにはいろいろな段階がありまして、また審査があると思うんです。そのことについて、長柄町は結構大変な、民生委員の方のお世話にならなくちゃいけない、学校の様子を見ていただくだとか、いろいろなことがあると思いますけれども、これから長柄町としてはその辺の改善というか、また、要綱の見直しだとかというのは考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 議員さんのおっしゃるとおり、これを3月に前倒しで支払うということになれば、もちろん要綱等の改正も必要になってきます。その際、保護者から提出いただく申請書、そういったものも変更が考えられるかと思います。その要綱等を見直しをしながら、審査方法も教育委員会議等で協議をして、決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 入学時の費用というのは本当に一時的に多額になりますので、今まで6月ぐらいにということで支給をされていたと思いますけれども、保護者の負担軽減のためにも、ぜひ入学準備金の支給時期の前倒しということ、即、申請の簡素化など、また要綱の改正などが必要だと思いますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

これはやっていただけるということですのでいいですので、あとは、町独自ということでまた戻らせていただきたいと思いますけれども、ぜひ、自治体は自主性が求められている一方で、近隣市町村にはない本町独自の子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、先ほどは町長から、遠距離のことだとか、また医療費の問題、ヘルメットの問題だとか、野外活動ということの補助ということで、いろいろとありましたけれども、これは各市町村皆さんどこも工夫をしながらやっていると思います。

ですので、本当に本町独自に、まだどこもやっていないような子育て世帯への経済的負担の軽減を図るために、できれば、先ほどは入園時、小学校の入学時、また中学校の進学時ということでお話をしましたけれども、まずは一番かかるところからでも、ぜひ前向きに入学準備給付金をお願いしたいと思いますが、最後にもう一回町長からお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 入学準備給付金、本吉議員のおっしゃっていることは確かにそのとおりだと思います。町としては、現在、子育てスタート給付金ということで、新しく生まれたお子様に対して5万円を2年給付させていただいております。

また、支援が本当に必要な方に支援が回るような方策も、一つの視点として必要かなというふうにも思います。全て入学時一律にというのも一つですけれども、困っている方に手厚くというのも一つの考え方だと思いますし、また、お金だけじゃなくて、学習支援とかソフト面でカバーできるような施策もあると思います。

これらについて、少しお時間いただいた中で、毎年計画も策定しておりますので、全庁的に、子育て支援は学校、福祉だけじゃなくて町全体の課題であると思いますので、知恵を絞っていきいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） いろいろなソフト面でということでお話があったと思います。ハードの面ということもまたしっかりと考えていただきながら、入学準備給付金ということ、また、子育てに優しい支援をぜひともお願いしたいと強く要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、地域子ども・子育て支援事業について再質問をさせていただきたいと思います。

答弁では、実費徴収に係る補足給付を行う事業、また、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、本町では対象児や、また新規参入も今のところはなく、また相談もないということです。利用者支援事業については、本町では現在実施はしていないということの答弁だったと思います。

保健師が、妊娠の届け出があった場合は、妊婦全員に実情に応じて相談だとか助言、情報提供を行ってくださっているということでお話をしていたと思います。また、医療機関と調整を進めているようですけれども、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援、また、取り組みが必要と判断された妊婦や家族に対する場合には、体制づくりを考えているようですが、以前にも日本版ネウボラの提案をさせていただきました。妊娠から出産、また子育てまでの切れ目のない子育て支援の窓口というのを一つにさせていただいて、育児の不安を取り除き、サポートができる体制をぜひ強く提案をしたいと思いますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 答弁をさせていただきます。

本吉議員のほうで、先ほどネウボラのようなものということでお話がありましたけれども、それこそ妊娠から出産、あと子供が就学するまでを自治体が切れ目なくサポートするような仕組みづくりということで考えております。これにつきましても、窓口としましては、とりあえず役場の健康福祉課なり、あとはこども園につきましては子育て世代包括支援センター等ございますけれども、こちらのほうの体制ができた段階で、検討というか協議のほうをさせていただきますたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） うれしい答弁だったのかなというふうに思います。ぜひとも窓口を本当はできれば1カ所にしていただくことが、やっぱり子育てに対して、また、妊娠からの安心につながると思いますので、ぜひ前向きに検討していただけるというか、検討じゃなくてやっていただけるということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） こちらのほうも、近隣というか、周りを参考にさせていただきながら、できる限りのことは協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 近隣市町村でも、市原市で今、大々的に、子育てネウボラセンターというのができているんです。ぜひ見に行っていただきたいと思うんですね。行っていないですよ、まだ。大きい市だからということではなくて、長柄町は安心して産み育てられる場所なんだというふうにしていかないと、少子高齢化というか、これからも、本当に少子化対策にもつながっていくと思っておりますので、ぜひ前向きに、検討じゃなくて実施をしていただきたいというふうに強く要望して終わりにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時01分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問の前に、答弁の補足がございますので、お願いいたします。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 先ほど、長柄町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱がホームページに載っていないというお話だったんですが、ホームページの例規集の中にこちらの要綱が記載されてございますので、ご確認の上、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で補足答弁を終わります。

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（月岡清孝君） それでは、一般質問を再開します。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢俊雄でございます。

本日最後の質問ですので、清田町長以下職員の皆さん、お疲れとは存じますが、よろしく答弁のほど、お願い申し上げたいと思います。

さて、今定例会も6名の議員の一般質問が提出されましたが、一般質問は町の行政運営について政策議論を交わす場でありますので、質問内容につきましては、執行部も真摯に受けとめていただきまして、慣例にとらわれず、改正すべきことは改めていただければというふうに思います。その一例としましては、前の議会の際に、大岩議員がふるさと納税の質問をいたしましたけれども、そのふるさと納税の見直しによりまして、かなりの税収が、長柄町も現在恩恵を受けておるところでございます。そういうことが一般質問の政策議論のたまものだと思いますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それでは、私の質問をさせていただきます。

まず、1点目が人口減少対策でございます。

町づくりの主役は町民でございます。その町民の快適な暮らし、豊かな生活環境の整備や推進などに向けて、日々行政運営を担うのは、行政をつかさどる清田町長初め職員の皆さん

であります。

本町の人口動態は、10年前の平成19年は総人口が8,348人で、5年前が7,812人、3年前が、平成26年ですけれども7,586人、今年、平成29年の4月1日現在ですけれども、7,185人です。10年前と比較しますと1,163人の大幅な人口の減少であります。年平均で116人ほどの減であります。

人口減少社会は、我が国全体の流れではございますが、このままの推移で長柄町が人口減少を続けると、さらなる小規模地方公共団体として町民生活への悪影響が懸念をされます。

そこでお聞きいたしますが、長柄町として、今後の人口減少を抑止する対策としてどのような基本方針であるのか、お伺いをいたします。また、その抑制策といたしまして、具体的に新たな施策をお考えなのか、お伺いをいたします。

次に2点目でございます。高齢者の外出支援タクシー利用助成制度についてご質問をいたします。

高齢者の生活支援につきましては、幾度も質問をさせていただいておりますが、今年度の当初予算で、交通弱者対策として、高齢者の外出支援タクシー利用助成制度を今年10月から開始するとのことであり、高齢者の交通弱者対策に向けて踏み出されました。このことにつきましては深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、この助成制度の対象者についてお聞きいたしますけれども、まず1といたしまして、65歳以上で非課税の方で家族の支援を受けることができない方。2点目が、自主的に運転免許証を返納した方で家族の支援を受けることができない方が対象者でございますけれども、昨年度の平成28年度でよろしいですから、65歳以上で町民税が非課税の方は長柄町では何人いましたか、お聞かせいただきたいと思います。また、家族の支援を受けることができない方とはどのような方を想定しておるのか、お伺いをいたします。

この2点について、第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の人口減少対策の基本方針ですが、昨年度、千葉大学が地域再生計画策定支援業務の中で、東京都、神奈川県、千葉県北西部のいわゆる都市部にお住まいの50歳以上の男女を対象として、移住に関するアンケート調査を実施いたしました。その中で、移

住時に重視することとはという問いに、「自然環境」と答えた方が63%、「立地」と答えた方が54%、「交通の利便性」と答えた方が59%、「買い物の利便性」が60%という結果でありました。

本町は、緑豊かな自然あふれる町であり、都会にも最も近い移住地といえ、自然環境と立地という点では強みも再確認できたものの、一方で利便性という点では、公共交通の不足、買い物の不便など、やはり本町の弱み、弱点が見えた結果と捉えております。

私は、人が違う町に移り住むとき、求められるのは、やはり総合的な評価とほかとの比較ではないかと思っております。申し上げるまでもなく、行政としては、特色を伸ばすこと、そして、できるだけ弱みを解消していくことが求められており、ひいてはそれが人口減少対策の基礎整備と言えようかと思います。

圏央道の（仮称）茂原・長柄スマートインターチェンジの設置を現在進めておりますが、この開設は、鉄道がない本町において非常に大きな利便性要因であり、移住希望者のニーズにもまさに合致している点の一つと考えております。

一方、以前からの本町の大きな課題ではありますが、路線バスを初めとした公共交通、町民の足の確保とそのあり方、また、スーパーなど企業訪問と誘致等、今後も継続して取り組み、本町の総合力、基盤の整備を進めていかななくてはならないと考えております。

アンケートとは離れますが、総合的な評価という点では、1つは子育てしやすい環境、安心して働ける雇用機会の創出、教育・生涯学習の充実など、さまざまございます。これら全てがいわゆる町づくりであり、どれも欠かすことのできない重要施策であると考えております。着実に、またスピード感を持って進めてまいりたいと改めて考えるところでございます。

もう一点、冒頭の千葉大学の同じ移住に関するアンケートで、「長柄町を全く知らない、余り知らない」と回答した方が全体の7割を超えていたこと、「空き家があれば移住を検討する」と回答した方が全体の5割を超えていたことなども、報告されておりました。

「長柄町を知らない」は、知名度不足であり、情報発信、魅力発信が重要である旨、3月に開催した第3回生涯活躍のまち推進協議会においても、複数の委員の方々からご意見を頂戴したところでもございます。また、空き家の需要が高いことは、本町に限らず、昨今、報道等でもよく目にするところですが、本年度、移住希望者に対して、ワンストップで、しかもニーズに応じたきめ細かな支援を展開し、入居・定住に結びつけるためのプログラム、移住定住促進プログラムを策定したいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました基盤整備に加えまして、現在進めており

ます長柄町版大学連携型生涯活躍のまちの構想実現もあわせ、多角的に人口減少対策にアプローチしていかなければならないと改めて認識し、またその考え方について確信するものでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、２点目の高齢者外出支援タクシー利用助成制度についてありますが、町では第４次総合計画に掲げる交通弱者対策の１事業として、本年１０月より、当面の間、試行期間としてタクシー券の助成をスタートいたします。

ご質問の、まず１項目めの、昨年度の６５歳以上で町民税が非課税の人は何人かのご質問ですが、平成２９年３月３１日現在で６５歳以上の人数は２,５９２人であり、うち非課税者は１,５０３人であります。

次に、２点目の家族の支援を受けることができない方とはのご質問でございますが、例えば、ひとり暮らしをしている独居の方、日中家族が仕事などにより不在の日中独居の方、高齢者のみの世帯など、家族の方の送迎が困難な場合を想定しております。

また、高齢者外出支援タクシー利用申請書を提出していただく際には、民生委員さんの意見も取り入れたいと考えております。

本事業につきましては１０月よりスタートいたしますが、その中で、利用者など町民のご意見をいただきながら、よりよい制度となるよう改善し、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、池沢議員への１回目の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） ３番、池沢俊雄君。

○３番（池沢俊雄君） 答弁ありがとうございました。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、町長から基本方針ということで、基本方針と新たな施策を一緒にご答弁をいただきましたけれども、基本方針は、ＣＣＲＣだとか空き家バンク、子育て支援、そういうものを充実させていくということで、町長としては、人口が現在かなり減少しておりますけれども、ここで人口減少を食いとめるというお考えなのかどうか、初めにそれをお聞きいたしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

明確に食いとめるというところまでの共通理解とございますか、そういうものは持ち合わせ

ておりませんが、いずれにいたしましても、ご承知のとおり、1,000人というのがリソルのほうで目指している人口でございますので、一義的には人口減少をきちんとそこで食いとめるということになるのかなというふうに、今のご質問を受けながら感じたところでございます。

また、これまでもご説明してきたことに重なりますけれども、リソルというエリアの中の生涯活躍のまちという事業と、それをスタート地点として、長柄町全域に生涯活躍のまちという、移住定住を推進して、新たな移住者たちの力もいただきながら、また雇用を創出していきながらやるという考え方の事業でございますので、今のご質問につきましては、繰り返しになりますけれども、とめるというか、防ぐということで捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 新たな施策としまして、もうちょっと何かございませんか。

というのは、今の答弁ですと、C C R Cだとか何かは最低でも5年はかかると思いますね。そうすると、単純に言うとも500人ほどの人口がまた失われていくという、6,000人台に完全に突入するという想定になろうかと思います。

そのような中で、やはり若者が少なくなっている。それに伴って幼児・児童数、そういうものも少なくなってきたので、まずは、年からとかと、そういうふうに考えていただきまして、何か新たな施策を打つことで、近々の人口増につなげていくというものを政策としてやらないと、このままの流れはそう簡単には私はとまらないと思いますので、早急に人口を増やす対策、事業、そういうものを考えていかなければいけないと思いますけれども、町長のほうはどのような考えですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 他力本願ではなくて、まさに町がということだと思いますけれども、予算のほうでも提案をさせていただいておりますけれども、移住定住の推進プログラムというものをお願いしたいと考えております。

まずその点について、プログラムをつくることが大事だということではなくて、それを受け入れ体制の今現在整備不足という状況でございますので、細かく言いますと、相談体制でありますとか、住まい探しの支援だとか、仕事探しだとか、もっと言うと、地域に受け入れてもらえるのかという移住者の不安、また移住後までの、それらの移住生活全般にわたる環

境の整備、それらについてを千葉大学のほうの知見をいただきながら、まずはつくりたいと考えている点が1点。

そして、東京のほうになるのかもしれませんが、ふるさと回帰センターだとか、そういうところを使いまして、長柄町というものをPRしていきながらということでやっていかなくちゃいけないということで、即、短時間で効果を来年度に発揮すると、そういうものではないかもしれませんが、そちらに向けて、なるべくスピード感を持って進めるという考え方でおります。まず1点、移住定住のプログラムについてということでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の答弁で、まだまだ私は足りないというふうに感じておるところでございます。

長柄町の年齢構造ですけれども、10年前と比較しますと、年少人口で333人の減でございます。生産年齢人口では1,300人の減、老年人口が468人の増でありまして、現状では高齢化が進行している反面、子供の数が減少するとともに、労働力人口が激減をしております、このままの推移で人口が減少しますと、本町の町民の生活や、行政運営などに与える影響として、かなりの大きなことが想定をされるわけでございます。

町として、本当に私が言った10年間の減少がこのままで進んでいきますと、どのようなことが発生をしてくるのか、もしあればご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 町が小さくなる、しぼんでいくというのは、これはもう認めざるを得ないところだと、このままいけばというご質問ですので、であればこのペースでどんどんしぼんでいって、今おっしゃられた高齢人口がますます増えていくと、これは日本全国的な問題でもございますけれども、本町においても当然その形になっていこうかと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） このままにしておきますと、いろんな問題、現に今でも人口減少によりまして発生をしていることは多々ありますけれども、さらに発生をしてくるんじゃないかというふうに、私は懸念を持っておるところでございます。

まず私の考えとして、1点目が生活関連サービスの縮小につながりますね、人口減少で。町内の小売業や飲食業、娯楽とか医療機関等の生活関連サービス産業の減少が進みまして、生活に必要な商品やサービスを受けることが困難になりまして、日々の生活がさらに不便になると私は思われますけれども、この点について町の考え方をお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） このまま減少していったらという仮定のもとでのご質問だということでの答弁でよろしいでしょうか。

議員のおっしゃられたとおり、生活関連サービスの減少、それから商品購入関係サービスの不便さ、それらが人口が減っていくことによってますます増えると。議員のおっしゃられたとおりだというふうに捉えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そうということが想定される中で、先ほどの答弁のとおり、長期的なお考えのもとに今後も施策を展開するということに変わりございませんか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） リソル生命の森は、そんなに遠くの将来の話ではなくて、2025年までに1,000人ということで、今のところ計画を立てていております。

先ほどの答弁と重なりますけれども、リソルがやらなきゃ町はやらないというわけじゃありませんので、先んじてになると思いますけれども、町も人口を減らさない、人口を増やしていく、現状を維持する、さまざまな捉え方があるかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、移住定住者を増やす施策をこれからしっかりと打っていくということなので、今、仮定の話として、今後このまま減っていったらというところの捉え方につきましては、そうならないように取り組んでいくというところで、繰り返しになりますが、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） あくまでも人口がこのままの推移で減少した場合を想定した中のやりとりでございますので、その辺は、町のほうもそのようなお考えでよろしいと思います。

次に2点目の、人口が減った場合に、私としては5項目ございますけれども、まず2点目が税収減による行政サービス水準の低下でございます。先ほど言いましたけれども、1,300人も労働力人口がこの10年の中で減っております。労働力人口は15歳から64歳を指しており

ますけれども、現在の生産年齢人口、15歳は高校生ですので労働力人口には含まれないわけ
でございますけれども、それでも1,300人という人数が長柄町は10年で減っちゃっているわ
けでございます。

この労働力人口の減少に伴いまして、経済や産業活動の縮小が当然出てきます。それに伴
いまして税収の減少が生じまして、町の財政運営が厳しさを増してくる一方で、高齢化の進
行に伴い社会保障費の増加が見込まれます。これまで受けられました行政サービスが廃止ま
たは有料化や値上げがされることも懸念され、結果としては町民の生活利便性が低下する
と思われますけれども、先ほどの想定でよろしいですけれども、町の考え方としてお聞かせを
いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 地方創生につきましてということになりますと、まず申し上
げたいのが、国としては東京の一極集中、それからこの国の人口減少、これらをどうにかせ
にゃならんということから、地方への移住を国の施策としても促すと、こういう目的で始ま
っております。現在、そのモデルケースという形で全国2,260有余の自治体が名乗りを上げ
ていると。本町もその中の一つでございます。

移住先自治体への財政の影響云々ということだというふうにご質問の内容を捉えておりま
すけれども、国において、まち・ひと・しごとの推進本部ということで、内閣府のほうにそ
のようなものが立ち上がっておりまして、内閣府のその中で設置しております「生涯活躍の
まち」構想有識者会議というのがございまして、そちらのほうから内閣府に対しての議論の
結果が、2年ほど前に答申が行われております。

その中でも、移住に関する経済効果につきましては、非常に重きとして捉えておりまして、
その有識者会議の中で議論された結果的なところを、抜粋が手元でございますので見てみま
すと、高齢者が移住した場合、今、議員がおっしゃったような心配、午前中、三枝議員さん
もおっしゃっていましたが、確かにあろうかと思えます。これまで私たちもその辺が
ネックとなっておりました。有識者会議の中では、高齢者が移住した場合、地域消費喚起と
いたしまして、仮に100人移住した場合には年間1.8億円程度は消費喚起がされる。また税収
については、これは私が申し上げているというわけではないんですけれども、税収に関して
は、その分については増する、保険料増、それらの収益増は見込まれると。これが仮に国の
言っている政策のような形で、地方への移住を促すと言っている政策のモデルケースに名を
上げて、きちんとレールに乗ってスタートしたという場合については、地方交付税などの財

政支援も今後考えていくというようなことも言っております。交付税については、それを前提として議論をしてしまうと、いろんな面で具合が悪いというところもございますので、その点についてを第一義に振り上げるわけではございません。

ただ、そのような支援もあるというふうにも聞いておりますので、財政に関する懸念、サービスの廃止、また値上げ云々ということで、ご心配いただいているところですが、制度の設計上の話としては、現段階としては、千葉大学ともその辺について、問題ないような形になるように、これから生涯活躍のまちを盛り上げていこうというところで考えているところがございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 先ほど言いました、労働力人口が1,300人ほどということで10年間で減少しています。これらが相当の数の人間の住民税が基本的には失われているという考え方で間違いないと思いますので、そうしますと税収がかなり落ち込んでおるんじゃないかというふうに私は思っております。こういうふうにならないように、これからも清田町長初め執行部の皆さんには頑張っていただきたいと思います。

次に、懸念する材料として3点目がございます。先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、地域公共交通の撤退や縮小につながりますよね、人口が減ってきますと。人口減少に伴いまして通勤・通学者が減少する、このことは、公共交通の民間事業者の採算ベースでの輸送サービスの提供が困難となりまして、不採算路線からの撤退や運行回数の減少につながる反面、高齢化の進行に伴いまして自家用車の運転ができなくなった方の移動手段といたしまして、ますます公共交通の重要性が増大してまいりますけれども、このことについては現状でも町がこのような状況に入っておりますけれども、これについて何か町のお考えをお聞きできればというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 町長の答弁でもございましたけれども、道路に関しては、鉄道がない分ということで、S I Cの関係を1点、そこを特筆して出す形として答弁がありましたけれども、議員のおっしゃられる公共交通、バスに関しましては、お察しのとおり非常に厳しい状況というところで私たちも捉えております。

今現在2路線走っているということで、これまでも議会の説明会などでも、同じ問題について同様のことを申し上げているかもしれませんが、何としてでもこの2路線は死守し、路線の存続をするということがまず1点。

それから、リソル生命の森はリソルホールディングスがということで申し上げます
1,000人、この数字がどうなるかわかりませんが、1,000人からなる移住者を、アクテ
ィブシニアを迎えて云々ということで考えている中で、千葉大学、それからちばぎん総合研
究所など、今回の地方創生の加速化交付金の中で委託をさせていただいた中で、東京、神奈
川、千葉県北西部の都心に近い方、いわゆる都市部の住民の方たちに対してのアンケート調
査を行いました。この方たちが言っていたのは、多くのご意見というか、希望が、交通機関
を何とか確保してもらいたいということです。

リソルといたしましても、何もないところに人に来い来いと言っても、これはなかなか来
ない。みんな向こうの財産を売り払って長柄町に、終の住みかだということで来てちょうだ
いと言っても、どうなるかわからないからということで、向こうに財産を残したまま2地域
居住を求める、こういう方の傾向はどうしても否めないのかなというふうには考えておりま
す。

そういう方たちが何を求めているかということ、やはり議員がご心配されている鉄道、J R
等に対する接続の路線の確保ということになります。事業者、民間の企業ではございますけ
れども、現在、リソル生命の森は、推進委員会の中の委員のメンバーでもございますので、
そこと一緒になって、今いろいろと議論をしているところでございますけれども、願わくば、
うまくいけばということですが、条件つきになりますけれども、できたら土気方面へ
の路線バスなどを延伸してもらいたい、新設してもらいたい、このような方向づけ、これが
ひいてはリソルにとっても、お客様を呼び込む好材料になるということでございましょうし、
路線バスということになれば、バス事業者が路線を引くわけですので、町も、もっと言えば
リソルも、身銭を払わずに公共交通の確保が新たにできるというところもあります。

どのような形になるかわかりませんが、私が今申し上げたように、思い描き方としては、
路線バスを、1,000人という規模の人口の移動があった際に、そういうことも描きながら考
えるというところで、今進めているという状況でございます。

冒頭に戻りますが、2路線の確保につきましては、路線存続等で、睦沢町だとかほかの自
治体でも、補助金を出して路線存続をしているところもございます。本町についても、じき
にそういう時期が来るのではということで、小湊鉄道バス事業部のほうからも内々に言われ
ておりますので、何としてでも、その補助金を使ってでも、用意をしてでも、存続をしてい
きたいというところがございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の答弁の中で、小湊鉄道がうちのバス路線でございますけれども、私の心配しているのは、不採算路線、当然これ、民間の事業者ですから、儲けがなくなっちゃえば撤退、今でも儲けがないと思いますけれども、補助金で運行しているというのが実態だと思います。これ以上赤字が増えるようなことになると、今の現状の路線そのものも撤退をするんじゃないかと私は危惧をしておりますけれども、先ほど何か、補助金を町が出すんですか。それによって路線バスをつなげておくという考え方なのか、ちょっとその辺、もう一度。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 茂原駅・大津倉線につきましては、現在、何の補助も入っていない中で、企業努力によりまして、全くの赤字ではございますけれども運行を続けてもらっている。多分、日に6路線だと思いますけれども、やっけていただいているというところで。それを存続するためにはということで、他の近隣市町村の例で申し上げますと、町が補助金を、その赤字分の一部を補填して存続をお願いしているというのがございます。先ほど町名を出しましたけれども、そのほかにも、ほかの町、市でも行っているというところで、手元にはございますが、そういう状況です。

ちなみに、千葉茂原線、茂原街道のロングウッド線につきましては、古くから補助路線、補助路線ということで、議員もご存じだと思いますが、あちらにつきましては国の補助金が入っておりまして、以前から、そういう意味では補助路線という形になっております。私が申し上げたのは、大津倉線の補助をして路線を存続するという趣旨の内容のものでございます。お願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

次に懸念される項目として4点目にまいります。人口が減ってきますと、空き家だとか空き店舗、今でも出ております。そういうものが増えると同時に、耕作放棄地などの増加につながってまいります。地域の経済や産業活動の縮小や後継者不足などによって、空き家の増加とともに地域の景観の悪化や治安の悪化、倒壊や火災発生といった防災上の問題なども発生をしております。そのことが地域の魅力低下につながりますけれども、町の考え方としてはどうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議員のおっしゃるとおりだというふうに認識しております。

遊休農地をこれ以上といいますか、ますます増やすようなことではないと捉えております。

その意味でも、移住者の希望というのが非常に、小さいでしょうけれども、農業に対して興味を持っている、いつかは自然環境のいいところで、伸び伸びと自分の体の健康のためにも、外で汗をかくような、そういう生活をしてみたいものだということで、本町のような場所を選んでいただけるということで聞いておりますので、それらの方々とマッチングができるような仕組みづくりをこれからしていくというのも大事なかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 次に5点目でございます。5点目は、地域の情勢、地域コミュニティーの機能低下が懸念をされるところでございます。人口が減少しますと、現状でももうかなり起こっておりますけれども、自治会の住民組織の担い手が不足し、共助機能が低下するほか、地域住民によって構成をされております消防団員の減少に伴い、地域防災力を低下させる懸念がございます。また、児童数の減少に伴い学校の統廃合も起こり得ます。こうした若年層の減少により、地域の歴史や伝統文化の継承を困難にいたしまして、地域の伝統行事が継続できなくなるおそれがございます。

このように、住民の地域活動が縮小することによって、住民同士の交流機会が減少し、地域のにぎわいや愛着が失われることにつながると思われますけれども、町の考え方をお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご指摘のとおりでございます。お答えできるところが正直ないんですけれども、まさにおっしゃっているとおり、地域交流、コミュニティーというものが基本中の基本でございまして、それらがだんだん薄れていく、なくなっていくというのは、既存、在の町民の方たちにとっても、住み続けていい、そういう町であるというところの欠落になっていきますので、まずは町民が満足できる形という政策もあろうかと思えます。

冒頭、町長の答弁の中にもございましたけれども、それら全てを含めて町づくりという

ころで、何とか、これが抜けた、あれが抜けたという形にならないように、ない知恵をみんなで絞りながら、何とか持っていきたいというふうに思っておりますので、現在いただいているような、今のご質問などのコミュニティーを大事にする、そういうことについてどう考えているんだと、この辺のやりとりをしながら、何とか少しでもよりよい町づくりというところに持っていけるようにということで考えておりますので、なお一層お力添えいただきたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 次に、先ほど質問の中でも出しましたけれども、児童数がかなり減少してきております。今年4月1日現在ですけれども、ゼロ歳児が30人、1歳児が39人、2歳児が26人、3歳児が37人、4歳児が29人、5歳児が44人、6歳児が35人というような児童数の人口内容でございます。このまま子供たちが減ってまいりますと、水上小と日吉小を統合したことが、また長柄小と日吉小の中で起こり得るというふうに私は考えております。

そのような中で、非常勤特別職の中に小学校のあり方検討委員会というのがございますけれども、このような児童数が減少してきておる中で、この委員会が開催をされておるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

水上小、日吉小学校の統合以来、開催しておりません。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） せっかく、非常勤特別職で小学校を検討するんだよという委員会でございますので、水上と日吉を統合したときに、1人しかいなくなっちゃったよというような事態が発生してから動きましたので、そうなったら、その当時、私も行政側の人間でございましたので、はっきり言えば遅い、遅きに失したというのがございました、そのときは。しかし、現在もこのような状況に近づいてはきておると思います。

そんな中で、せっかく小学校のあり方検討委員会というものを設けてあるんですので、児童数はこの程度しかおりませんので、本当にあり方をどうしたらいいのかという議論を重ねておいたほうがよろしいんじゃないかというふうに私は思いますので、どうですかね、半分ずつ、15人、15人ですからね、ゼロ歳児が30人ですから、一番少ないときで、2歳児が26人ですか、13人、13人ですから、これがうまく日吉と長柄で数を均等に割ればいいですけれ

ども、そうはいきませんので、そのようなことはまた発生する可能性がありますので、小学校のあり方検討委員会というのはこういうときのためにつくられているものと思いますので、委員会を開いて検討してみたらどうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 教育委員会のほうを見たりなんかしたんですけれども、政策的なところということで、私のほうで、もし間違っていたら、また答弁をつけ加えさせていただきますということでお願いしたいと思います。

今、議員がおっしゃられた部分というのは、ある意味ではありがたい部分でございまして、学校としてのていが立っているときというのは、なかなかこの議論に入り始めるというのが非常に大変なものなのかなというふうに、私、前回の日吉、水上のものを近くで見えていたところでした。

懸念のされているこの状況を早目早目に処方する、早目早目に有識者の意見をいただくというところで、ご提言があったということです、その辺を一旦お預かりをさせていただきまして、庁内でその辺を議論して、またお示ししていければというふうに考えております。そんなにぐだぐだ長くというところではなくて、一旦お預かりをさせてもらって、いいところ、悪いところ、またいろいろあると思いますので、その辺も含めまして、今後ご報告の機会を持たせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、そのようによろしくお願いをいたしたいと思います。

今、5点ほど質問をさせていただきましたけれども、これは人口が減るという想定の中の質問もございしますが、現実問題、もうかなり中身は含まれておるようなところでございます。

人口減少は、我が国全体の問題ではありますが、人口減少問題を、漠然とした危機意識ではなく、本町の大きな課題として近々に取り組んでいかなければ、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることとなり、小規模地方公共団体として起こり得る影響が、はかり知れない問題となってくるように私は感じております。

行政と議会がともに認識を共有いたしまして、この人口減少問題に立ち向かっていく必要があると考えますが、最後に町長の見解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今ご提言をいただきました。まさにそのとおりだというふうに思っております。ということは、やはり喫緊の課題である人口減少、これはこの国の問題として捉えるのはもちろんであります、本町にとってもこれは避けて通れない、また喫緊の問題であるというふうに考えております。

先ほど企画財政課長のほうからいろいろ答弁していただきましたけれども、大まかな筋としては議員もご理解いただけたかというふうに思いますが、薬でいうと即効性であるということは、空き家だとか、すぐ家を建てられるような土地を用意する、これも当然考えていなくちゃいけない。ところが、ボディブローのように、ロングランで人口減を何とか抑えていくと、そういう一方で考え方もとっておかないと、そんな緩やかじゃだめだよ、スピード感ないよ、それは当然わかります。わかるけれども、この問題というのは非常に難しい問題であります。

ですから、そういう両面を抱えているということで、課長から答弁させていただきましたけれども、すぐさまやらなくてはいけないということも私たち当然頭に入っております。だからといって、30軒の家つくれと、とはいうもののなかなかありません。それは前々から検討して、まず何軒からやるかなんていう話をしておりました。それは喫緊の課題でありまして、繰り返しになりますが、その後、この人口減をどうするかということは、年齢問わずやはり人を減らさないということを、まず第一視点に上げていったということでもあります。そういうことを含めて、また議会の皆様方に、我々行政のほうに、お互いに手を取り合ってよろしくお願ひしたいというところでございます。

以上であります。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） この人口減少問題というのは、処方箋というのは、かなり大きな処方箋を打たないと、なかなか人口増加にはつながってこないと私も思っております。

その中で、町長初め執行部の幹部の皆さんが、この問題は、このまま放置しておく町としてはかなり大きな問題に、先ほどから町長は、C C R Cのことで人口1,000人という話をしていますけれども、これがそのままの姿になってくれればいいですけども、もし外れちゃった場合に、人口増加のもとがなくなっちゃったら、また大変なことになっちゃいますので、それだけじゃなくて新たなことも考えておかないと、人口減少問題というのは解決できないんじゃないかというふうに私は思いますので、そのことを念頭に、町長初め執行部

の方はよろしく願いを申し上げたいと思います。

人口の問題につきましては、以上で質問を終わります。

次に、2点目の高齢者の外出支援タクシーの利用助成制度でございます。

先ほど町長から、65歳以上で非課税人数が1,503名おるということでございます。1,503名となると、逆に対象者が私はすごく多いなというふうに感じるんですけども、タクシー利用助成制度の対象者としては1,503名のうちのどの程度の割合になるか、想定はできますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 制度を企画のほうでやったということで、私のほうからですが、今回、高齢者の外出支援のタクシーチケット、ご存じと思いますが、睦沢町、白子町で既に行っているものでございまして、そちらのほうに、問題点やらよかった点やら、その辺も聞いた上で考えております。

その中で、睦沢町の例で恐縮なんですけれども、やはり同じような高齢者の今言った千五百何がしという人数に、手元にその正確な数字はないんですけれども、だったと記憶しております。その中でいわゆる登録者数、1,500人いるんですけども、私はチケットを希望しますと登録してくれた方というのが260人だったと。これは1年以上前のものですので、ちょっと数字は動くかもしれませんが、そういうふうに聞いております。

要するに二、三割、いっても2割とか、そのぐらいの人たちがこれを登録するというところでございますので、本町においても、対象となる方は確かに1,500人いるかもしれませんが、周知が足りる、足らないではなくて、このチケットの対象者として登録をいただく方というのは、全部の方だというふうな捉え方ではないというところで、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 65歳以上で非課税者というのは、所得割と均等割が課税されない方というふうになると思いますけれども、この方たち、例えば、国民年金受給者の場合が、単独世帯、独居者1人が運転免許を返納したという方が出た場合、この方の収入といいますか、所得が幾らになると非課税世帯になるのか、それはわかると思いますけれども、お教えいただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 今、調べて連絡させていただきます。申しわけありません。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） じゃ、ちょっと調べてあれしてください。

それで、だけれども1,503名というのが出ているんだから、数字的に出ているのに、根拠がありますよね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） これは単純に税金がかかっていない人ということで、電算から出したものでございまして、それが先ほど申し上げました千五百何がしの数字というようなことになります。

幾らから非課税になるかというふうな形になりますと、年金そのものも、年金だけの人は、大きくもらっている人は別ですけれども、普通であれば税金はかかりませんので、その辺、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私が調べてみたところ、65歳以上が、年金受給者の場合は控除額が120万だと思うんですよ。そうしますと120万が控除されますから、所得控除で。そうしますと、あとは基礎控除が幾らになるのか、通常は住民税33万ですか。だけれどもそれより低いと思うんですよ、非課税者というのは。だから、120万の28万ぐらいだと思いましたけれども、148万ぐらい、何もなければ、148万未満であれば非課税者というふうになるんじゃないかと私は思っていたんですけども、後でその辺は調べていただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） まず合計所得金額が28万円、これが基本額になります。その者の同一生計配偶者なり扶養親族が1人いますと、28万円に自分と扶養親族が1人いますと2です。28万円に2を掛けまして、それプラスの16万8,000円というようなことでございまして、例えば单身の方は、28万円以下の方は非課税と。それから、自分と仮に扶養が2人いたとしますと、自分を含めて3人ですので、28万円の3人ということで、合わせますと108万円ですか。

〔「石井課長、もういいよ」と呼ぶ者あり〕

○税務住民課長（石井正信君） いいですか。すみません。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） わかりました。じゃ、その数字については後ほどでよろしいですけども、ちょっとお教えいただければというふうに私は思います。

一番大事なところを聞くのが、時間がなくなりましたので、まず家族の支援を受けることができない方というものですけれども、高齢者の外出支援タクシー利用助成制度なんですけれども、対象者は家族の支援を受けることができない方というのは、独居高齢者のみの世帯員を想定というふうに、私の持っている資料ではそうなっているんですけども、先ほど町長の答弁の中では、独居者と日中独居ですか、それと高齢者のみ世帯というような方が、家族の支援を受けることができないということでございますけれども、これは町長の答弁が間違っているということはないですね。その辺、まずそこからお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまの関係ですけれども、独居と、あと日中独居、先ほど町長が申したとおりでございます。それと、先ほど池沢議員さんがおっしゃってございました運転免許証を返納した方で、かつ家族の支援を受けられないとか、65歳以上という年齢制限ということを申しておりましたけれども、運転免許証の返納につきましては、当初、家族の支援を受けられない方という定義と、あと65歳以上という期間を設けて考えておったんですけれども、今現在、規則を整備して協議中なんですけれども、こちらの制限のほうは、やはり高齢者の交通安全の意識の高揚とか、そちらの環境面のほうを考慮しまして、その辺は削除しようかということで今協議中でございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私もちっとそこが懸念していたところなんです。家族の支援を受けることができない方というのは、独居の方と高齢者のみの世帯ということでございましたので、そうしますと範囲が相当狭まってくるなということを思っていたわけでございますけれども、日中独居というのは、例えば、世帯員が子供さんと一緒に住んでいる方もいますよね。そうしますと、子供さんは大体勤めに行っちゃいますね。そうすると昼間は送迎ができませんよということが起こります。これは日中独居という考え方でよろしいですね。それと、もう少し広くとるために、送迎が困難な方というものをこの要綱の中に盛り込むということで、新たに考えているということで、再度確認したいと思いますが、それでよろしいですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 日中独居につきましても、日中仕事で、家族が出られなくて支援できない場合が日中独居という形になります。それとあと、免許証を返納した方につきましても、家族の支援を受けられないというような定義はつけないで、あと65歳という定義もつけない方向で、今、協議しているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。そのようにひとつお願いして、困った方に手を差し伸べるような制度にしていきたいというふうに思います。

最後にお聞きしますけれども、この制度が月2回の利用でございますね。そうしますと、同一人で月2回という形になりますけれども、例えば同じ自治会で、乗り合わせで行くような場合が当然出てくると思います。対象者が3人なり、タクシーですから4人ぐらい乗れるのかな。3人、4人合わせて乗っていくけれども、それは1台分しか料金が発生しませんので、その中の1人の1回分を使うような形になりますけれども、それでもよろしいですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 対象者につきましては、もし何人か共同で乗っていただく場合には、そちらのほうで相談していただいて、タクシー券のほう、チケットを配らせていただきますので、そちらで利用していただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） じゃ、そのようにひとつよろしくお願いします。

それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、池沢俊雄君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日14日は午後1時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

平成29年長柄町議会第2回定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

平成29年6月14日（水曜日）午後1時開議

日程第 1 諸般の報告（議長の報告）

日程第 2 一般質問

日程第 3 報告第 1号 平成28年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 5 議案第 1号 長柄町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

日程第 6 議案第 2号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第1号）

議案第 3号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する
請願

請願第 2号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

発議案第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書

出席議員（12名）

1番 川 嶋 朗 敬 君

2番 鶴 岡 喜 豊 君

3番 池 沢 俊 雄 君

4番 三 枝 新 一 君

5番 本 吉 敏 子 君

6番 山 根 義 弘 君

7番 古 坂 勇 人 君

8番 関 民之輔 君

9番 大 岩 芳 治 君

10番 神 崎 好 功 君

11番 星野一成君

12番 月岡清孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	石井正信君
健康福祉課長	小林敬二君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	若菜聖史君	会計管理者	大塚真由美君
こども園長	安田昭子君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 事務局長	若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	安部吉輝
--------	------	------	------

開議 午後 1 時 0 0 分

◎開議宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

また、傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第2、一般質問を行います。

先日からの一般質問を続けます。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

今月3日に茂原市市民会館で開催されました健康フォーラムにおいて、認知症に関する講

演がございました。長生郡市医師会が開催したもので、多くの住民が参加し大ホールが満席状態であり、認知症に関する関心が非常に高いことに驚かされました。

この講演の中で、高齢化社会において、認知症の発症を5年遅らせることができれば、認知症の患者数が半減すると。そして、医療や介護等の費用を大幅に抑制することができ、また家族の軽減負担にもつながるとのことで、認知症予防がいかに大切かを改めて痛感いたしました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、認知症社会における問題と認知症対策について一般質問をさせていただきます。

認知症は、12年前までは、いわゆる痴呆症というふうに呼ばれておりました。ある学識者、これはお医者さんなんですけれども、認知症の認知の言葉の意味を、何を認めて何を知のかと問われれば、ありのままを認めて、その心を知ることが医療の原点であるというふうに説いておりました。

2025年には、認知症と軽度認知障害、MC I ですね、を合わせると1,300万人に達し、9人に1人の割合になるということでございます。65歳以上では3人に1人の割合になるというふうに言われております。今や、認知症は、誰もがかわる可能性のある身近な病気であります。まさに、認知症社会に突入するわけで、既にその問題の兆候もあらわれております。例えば、75歳以上の認知症ドライバーが、2015年には252万人から2025年には350万人になるというふうに予測されております。既に、高齢ドライバーによる自動車の逆走の多発や交差点、あるいは駐車場等での事故が毎日のように報道されています。認知症者側が、いつ加害者、あるいは加害者家族になるかもしれません。また、救急医療現場においても、救急搬送は、2007年には12人に1人が認知症の疑いがあるということですが、2025年には12人に3ないし4人に増えるというふうに予測されており、救急医療の崩壊になりかねない状況になるというふうに言われております。

さらには、介護の問題も大きな社会問題でございます。介護施設利用者は62万人というふうに推定されていますが、介護施設の不足が指摘されており、多くの介護待機者、つまり介護難民が発生し、介護人材においても38万人が不足するというふうに予測されております。

介護離職者についても、2015年では9万3,000人、そして2025年には10万4,000人になるというふうに推測され、65歳定年制度どころではなくなり、家庭の崩壊をも招きます。NHKの番組でも、介護離職者の問題を先般取り上げておりました。親の介護のために離職せざるを得なくなった、ある働き盛りの男性の、取材の1番目でございますけれども、自分は介

護するだけの人生で終わってしまうのか、この一言に胸を突かれました。その他、徘徊や孤独死も現実の問題として発生しています。このような現象は、単に福祉分野にとどまらず、経済発展にも暗い影を落とすことになります。

多岐にわたるこれらの問題をどうするのか。政府は、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進していくため、認知症の人が住みなれた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けるために、7つの施策を柱として総合的に施策を推進していくための認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランを策定しました。旧のオレンジプランを引き継いだ新オレンジプランの具体的な施策として、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、認知症の容態に応じた適時適切な医療、介護の提供、若年性認知症施策の強化、認知症の人の介護者への支援、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、研究開発及びその成果の普及促進、そして認知症の人や、その家族の視点の重視としております。

しかし、この新オレンジプランにおいても、国は旗振りをするだけであるというふうには言いませんけれども、やはり国すべきことと末端市町村すべきことのふり分けが、ここにはあるわけございまして、各自治体がいかに知恵を出して創意工夫できるかにかかっていることは、これはもう明白でございます。

そこでお伺いいたします。

2025年には、認知症社会に突入すると言われ、多くの問題が重くのしかかってくると推測しますが、町は認知症と軽度認知障害、MC Iにおける交通事故、救急医療、介護、徘徊、孤独死等の認知症社会問題をどのように捉えているのか。そして、今後の施策体系及び施策対応はどのように考えているのかお聞きいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

初めに、認知症と軽度認知障害、いわゆるMC Iにおける交通事故、救急医療、介護、徘徊、孤独死等、認知症社会問題をどのように捉えているのかとのご質問でございますが、悲しいことに認知症と軽度認知障害高齢者の交通事故、徘徊、孤独死問題は現在この国の大きな社会問題になっており、毎日のようにテレビ、新聞などで報道されております。

今年の3月には、道路交通法の一部改正により75歳以上の運転者の免許更新時に認知機能検査や一定の違反を行った場合にも認知機能検査が実施され、免許の更新ができない、また

は自主返納する方が、これから増加するものと考えられます。

昨日、池沢議員の一般質問でもお答えいたしました。本年10月より高齢者外出支援タクシー利用助成制度として、自主的に自動車運転免許証を返納した方も対象に、タクシー券の助成を本町はスタートをさせます。また、徘徊、孤独死などにつきましても、大きな社会問題になっておりますが、現在町では、社会福祉協議会に委託しております配食サービスや緊急通報装置、セブンイレブン・ジャパンや生活協同組合との見守り協定など、さまざまな方法で見守り体制を構築しております。

このほか、徘徊高齢者の対策といたしましては、見守りキーホルダーを携帯することにより、外出先で突然倒れた際や徘徊時、緊急時に身元の確認ができることから、使用方法について現在検討を進めているところであります。

次に、今後の施策体系及び施策対応は、どのように考えているのかというご質問でございますが、認知症の方が住みなれた地域の環境で、自分らしく暮らし続けるため、認知症のかたに優しい町づくりをつくるのが、これからぜひ必要だと考えております。

サロン等の集まりで、脳トレや人とのコミュニケーションによる認知症予防の取り組みを実施するとともに、早期診断、早期対応につなげたいと存じます。

また、専門職を配置し、認知症ケアパスの確立により、サービスが切れ目なく活用できるように、医療、介護の連携を図ってまいります。

認知症の方の家族支援を行うことは、認知症の方の生活の質や改善につながりますので、安心して集える居場所づくりとして、認知症カフェも検討しております。

日ごろの悩みを吐き出せる場、認知症に関しての情報発信の場になればと考えておりますので、ぜひともご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、山根議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

認知症発症予防の推進についてお聞きいたします。

軽度認知障害は、正常と認知症の中間に位置すると言われておりまして、おおむね通常の生活に支障なく暮らせるというふうに位置づけされておりますが、放置しておけば認知症にどんどん進行してしまい後戻りできなくなります。

一方、早期に手当てしていくことによって、認知機能がアップしていくことが実証されて

おります。しかし問題は、早期対応が速やかに推進できる体制を整備することに傾注することが重要であります。

そのために、認知症の検査がポイントであります。まさか自分が認知症などということ、本人も家族も受け入れできないことが検査の障害になっているというふうに言われております。自分自身のこととして考えても、あなたは認知症です、あるいは軽度認知障害ですと言われたら、そのまま素直に受け入れできませんし、そんなことは聞きたくもありませんことから、認知症検査の門戸を開いても受診する人は非常に少ないことになるというふうに思います。ましてや、役場から住民に対して、認知症の検査をしますから受診してくださいというふうに声を大にして大上段に構えても、誰も受診してくれません。

そこで、取り組み事例がないか、ちょっと調べてみましたけれども、埼玉県の幸手市の取り組み事例がございます。これはテレビでも報道はされておりましたけれども、行政が積極的に住民のサークル活動や集いの場、その他複数の市民が集まる場を利用して、さりげなく違和感なく住民が受診できるようにしているというようなことでございます。

そこでお聞きいたします。

町は、軽度認知障害の発症予防にどのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 軽度認知障害の発症予防にどのように取り組んでいくかのご質問でございますけれども、先週の読売新聞の記事にも書いてございましたけれども、国立長寿医療研究センターの調査結果といたしまして、認知症、軽度認知障害の高齢住民を4年間追跡調査したところ、46%の方が正常に戻り、認知症予防を目的とした運動教室などが熱心なことが影響した可能性があるとの記事が掲載されておりました。このことから、本町では、介護予防出張教室を町内で12カ所、筋トレをメインとした介護予防教室を5カ所、サロンが福祉センターと梅乃木荘の2カ所で開催してございます。

教室やサロンでは、認知症予防を目的とした運動や介護予防の講話及び脳トレを取り入れ、介護予防出張教室では自宅から通える集会所などに教室がありますので、近所の方との交流の場になり、閉じこもりによります発症予防にもつながりますので、引き続きこれらの教室に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 続きまして、認知症初期集中支援チームについてお聞きいたします。

認知症初期集中支援チームは、医療介護の専門職が家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入調整や家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行うもので、国は平成30年度から全ての市町村で実施する目標を掲げております。

郡内見ますと、茂原市がモデル的に、平成28年度から実施しております。今後、認知症初期集中支援チームの配置について、本町の取り組みはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 認知症初期集中支援チームの配置についてとのご質問でございますけれども、町村では、平成29年度から実施予定で話し合いを重ねてまいりましたけれども、認知症の初期集中支援チームのチーム員であるサポート員、あと医療、福祉の国家資格を取得したチーム員の確保が困難であることから、今年度は実施をせず、平成30年度、来年度より、町村一斉にスタートできるように、現在長生郡市の医師会にサポート医の調整をお願いしているところでございます。

また、町のチーム員の配置につきましても、チーム員研修を終了した職員が現在2名おります。さらに、今年度、医療系の職員1名が研修を受ける予定でございます。来年より、こちらのほう、初期集中支援チームのほうをスタートさせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、4回目になりますけれども、認知症サポーターについてお聞きいたします。

認知症について、正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援するために、平成29年度末に、旧オレンジプランでは600万人、新オレンジプランでは800万人の目標を掲げております。

本町でも、認知症サポーターの養成に取り組んではいますが、現在の状況と今後の取り組みを伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 認知症サポーターの今後の取り組みについてとのご質問でござ

ざいますが、認知症サポーターの養成は平成23年度から実施しており、平成28年度までに延べ161人の方が受講し登録しております。

平成28年度は、5カ所で認知症サポーターの養成を実施いたしまして、初めて中学生の養成を行い、認知症に対する理解は深まったものと思っております。

今後も引き続き中学生及び介護予防出張教室などにおきまして、認知症サポーターの養成講座を開催したいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） この認知症サポーターについて、さらにお聞きするわけですが、今後は、認知症サポーターを量的に増やすだけではなくて、あくまでもできる範囲で手助けを行うという活動の任意性を維持しつつ、養成されたサポーターが優しい地域づくりを加速するために、さまざまな場面で活躍してもらえるようにすることも重点に置くべきというふうに考えますが、その辺はいかがお考えかをお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまのご質問、養成されたサポーターが、さまざまな場面で活躍してもらえるようにとのご質問でございますけれども、認知症の方を正しく理解してもらうためには、1度の研修にとどまらずフォローアップ研修を取り入れていきたいと考えております。

また、今後は、活動の場としてサポーターさんに協力をお願いし認知症カフェなどで、認知症の方や家族とのコミュニティーづくりの支援を考えており活躍の場を広げていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 続いて、認知症地域支援推進員の配置についてお聞きいたします。

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援や認知症の人やその家族への相談支援を行う認知症地域支援推進員を新オレンジプランでは、平成30年度に全市町村に配置する目標を掲げております。

そこでお聞きいたします。

本町では、認知症地域支援推進員の配置については、どのような取り組みをしていくのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 認知症地域支援推進員は、どのような取り組みをしていくのかとのご質問でございますけれども、現在町では地域包括支援センターの中に、2名の職員を地域支援推進員として配置しております。

支援内容といたしましては、電話や窓口による相談を随時受け付けており、認知症予防や初期診断から、切れ目ない支援ができるように、医療や介護関係者などと連携、連絡を心がけ、関係機関の研修会や会議などに積極的に参加し、顔の見える関係づくりに取り組んでいるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 先ほど、1回目あるいは4回目そして5回目の質問に対する答弁の中で、認知症カフェの利用を考えているということがしばしば出てきております。

この認知症カフェについてお聞きいたします。

認知症の人の介護への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にもつながり、家族など介護者の精神的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援する取り組みが必要であるというふうに考えます。

認知症初期支援チーム等による早期診断、早期対応を行うほか、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合える認知症カフェ等を設置し、認知症の人の介護者の負担軽減を図ることが必要であるというふうに考えます。

また、認知症カフェについては、運動、口腔機能の向上、趣味、活動など、日常生活における取り組みが、認知症、認知機能低下の予防につながる可能性が高いということを踏まえまして、住民主体の運営によるサロンなどの地域の実情に応じた取り組み事例として、先般市原市に設置されています認知症カフェを視察してまいりました。

そこでは、さまざまな方が利用されておまして、またスタッフも目を輝かせながら生き生きとしたコミュニティーの場が形成されておりました。また、茂原市においては、市街地ではなく田舎の田園地帯の、いわゆる田舎レストランの休業日に認知症カフェとして開放しているというようなことでございます。

本町においても、本年度、予算計上されているところでありますけれども、非常に期待をするところであります。現在の取り組み状況をお尋ねいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 認知症カフェの現在の取り組み状況についてとのご質問でございますけれども、昨年度は市原市に、それこそ議員さんの話にありましたように、市原市にあります認知症カフェを介護予防推進員さんとともに視察してまいりました。

町でも、今年度、認知症カフェの開催を計画しており予算化しているところでございます。具体的には、今後広報などにより2件ほどの公募を考えております。

カフェでは、認知症の人や家族、地域住民、介護や福祉の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談支援などができる居場所づくりになればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 続きまして、認知症の人の介護者への支援についてお聞きいたします。

これまでの認知症施策は、認知症の人を支える側面に重点が置かれがちでありました。その家族の視点を重視することも考えていかなければならないというふうに考えます。

認知症の視点に立って、認知症施策の企画立案や評価へ認知症の人やその家族が参画するなど、認知症の人やその家族を重視した取り組みが必要と考えますが、町長はいかように考えるかお聞き申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 認知症の方の介護者へのご質問でございますが、認知症の方の介護につきましては、傍らで見るよりも介護が非常に難しく、しかも非常に重く大変であるというふうに考えております。

例えば、物忘れが症状である方は、1回1回そのたびに説明しないと何もできない。言葉が理解できず一旦怒り出すと誰もとめられない。また献身的、肉体的負担による家族の悩み、当事者の二、三分置きに同じことを言うので、家族は、さっき言ったでしょう、何度言ったらわかるの、ついどなってしまう、そういうような精神的・心理的負担による悩み、そしてまた自分で行っていることがうまく理解できない。例えば、火をつけっ放しで消し忘れ、薬でないものを食べてしまう、介護中の事故やトラブルに関する心配事など、認知症の家族には本当に悩みは尽きないと、逆に言うと心身穏やかでおさまる暇もないと、本当にご同情申し上げます。

したがって、一人で悩みを抱えないように、先ほど議員からありました。何としてでも介護者の生活を守るために、認知症カフェの中で、お互いの悩みを語り合えるようなところ、

認知症介護の経験者に、逆にその悩みを聞いてもらうことで、当事者が精神的に楽になると考えております。

カフェの仲間が、認知症の方だとわかれば、自分の症状や失敗話について、気軽に話や相談できる、そういう時が来るかもしれません。ぜひともそうしてほしいと願うところであります。同じ仲間がいれば、それだけ不安が和らぐことは、ほかの事例でも多分に実証されておるところでございます。カフェ以外でも同じ趣味を楽しんだり仲間関係が同時に築ければ、お互いの精神的な苦痛も少しは和らぐのではないかというようなことを日ごろから考えております。ぜひともそういう基本的な考え方に、できるだけ添えるような方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） どうもありがとうございます。私も、両親、認知症ということではないんですが、やはり体が不自由になって動けなくなったという形の中で、介護という部分については経験をいたしまして、それこそ一人、家族の中で一人でも、そういうような病気に陥りますと、一つの家庭そのものが非常に暗くなってしまうというようなこと。そしてそうしますと、その泥沼の中にどんどん引き込まれていってしまっ、それに対応できなくなる。健常人たちが、自分も患者のようになってしまうというようなことで、私もそれは経験しました。

そんな中で、今、町長から、そういうお言葉をいただいて、その辺も含めて、恐らく町の施策がなされていくものというふうに期待申し上げます。

少し話が変わってきますけれども、国は、厚生労働省初め内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、そして国土交通省の府省庁での連携により、新オレンジプランを策定し多岐にわたるそれぞれの役割の連携が必要であるというふうにしております。

先ほど述べましたとおり、国は7つの施策展開を示しております。しかし、国と末端の自治体では、規模も体制も異なるわけですので、長柄町はどのように新オレンジプランに基づく施策を展開していくのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 町は、どのように新オレンジプランに基づく施策を展開していくかのご質問でございますけれども、団塊の世代が後期高齢者になり、今後認知症の高

齢者の数が大幅に増加されることが予想されております。

介護予防出張教室での認知症予防対策や認知症地域推進員の配置で、医療機関への橋渡しにつきましては既に実施済みですが、今後認知症カフェなどでの本人及び家族の居場所づくりを検討していきたいと考えております。

また、新オレンジプランのほうの7つの柱で示しております施策につきましては、認知症の対応範囲は非常に広く、町単独ではできるものではございません。認知症初期集中支援チームの発足につきましても、これから協議の必要がございますが、長生郡市の介護保険担当や包括支援センターの職員による地域連携はもとより、長生郡市にとどまらず山武・夷隅地区とも広域連携を深め取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは10回目ということでございますが、認知症の人の視点に立てば、認知症高齢者等に優しい地域は、認知症の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域の、よりよい環境で、自分らしく暮らし続けることが望ましいというふうに思います。

認知症になったら人生は終わりではありません。数カ月前にNHKで、認知症に関する特集番組が2夜連続で放送されました。その中で、認知症の人の人格や心の内面についての研究成果が意外な結果をもたらしているということに驚きました。それは、正常な人と変わらない感情を抱いているということで、ただ感情をあらわせない、あるいは言いたいことを表現できないだけで、心の葛藤は常に持っているということでした。これは、私も最初信じられなかったんですが、そういう実証実験をして、学者の方々がこういう結論を見出したということでございます。

確かに、経済社会的な側面や家族間での負担は、非常に重荷ではありますが、人間の尊厳を最後まで保ってやれるようにすべきことに、改めて感じ入りました。私たちが、日常生活で認知症予防できることと言えば、生活習慣の改善、脳の活性化、適度な運動等であり、そして地域の人たちとのコミュニケーションを豊かにしていくことで、決してハードルが高いわけではありません。しかし、一人、あるいは一家族ででき得ることではありませんし、地域社会での取り組み体制が必須要件であるというふうに思います。

これから、認知症社会に向けて、我が長柄町の長柄丸は、どのように船出をしていくのか、どこに向かっていこうとするのか、船長たる清田町長のご存念をお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 認知症社会に向けて町はどのように取り組んでいくかとの質問であります。その前に、人間は人として、私は一番大事なことは、病にかからない、心が豊かである、そういう体をつくる、心をつくっていくことが、人として一番幸せなことではないかと、常日ごろ考えております。

しかしながら、よわいというものは、なかなか我々の考え方どおりに進んでいくものではなくて、やはり生物であるマイナスの部分があります。時代もあります。環境もあります。そういった中で、いわゆるその認知症ということにつきましては、今まで議論してきた、そのとおりであります。

しかしながら、家族や本人の願いとしては、認知症になって、もしなつたとしても、ここで生まれ育った、縁あってここで住みついたと、定住したというようなところで暮らしたいという思いは、恐らく皆さんそういう気持ちであるというふうに私は考えております。

そのために、まず第一は、議員もおっしゃってございました。我々が努力して予防することです。予防医学です。いわゆる疾病にかからない体、心をつくっていくことであります。各地区で行っている介護予防出張教室に参加して、例えばわずかではありますが認知症になりにくい、先ほど議員のほうがおっしゃりました脳をつくったり、フィジカルを鍛えたり、そういったものを、人とコミュニケーションをとる、メンタルを培ったりという予防に取り組むことが私はまず最も重要なことだというふうに考えております。

しかしながら、それでも認知症になってしまった場合には、先ほど読売新聞の報道でもありました。早期の軽度認知障害であれば、努力すると46%の方がもとに戻りましたよという読売新聞の報道を私はすばらしい内容だということで読まさせていただきました。

しかしながら、早期の受診で、医療機関に適切な治療を受けるように、やはり促すことも大切なことかというふうに思っております。また、介護が必要な方には、自分の望む生活が送れるような介護を提供して、そして精神的に休まることのない家族の支援先として、先ほどから出ております認知症カフェの展開を考えております。

いずれにいたしましても、認知症にできるだけかかりにくくする取り組みから始め、認知症になっても医療機関への受診、介護支援、家族支援など、切れ目なく安心して皆さんが生活できるような体制を、ぜひこれからも考えてつくり出していきたい、そういう思いでいっぱいであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君）　ありがとうございます。

最後に、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。認知症とは幾つかある病名の症状の総称で、特に割合の高い病名がアルツハイマー病だそうです。2004年に、小説家の荻原浩が、若年性アルツハイマー病をテーマとした明日の記憶という小説を発表しました。その後、映画化もされました。内容が、まさに働き盛りのサラリーマンが、突如認知症を発症してしまい、自分の会社の道順が不明瞭になってきたり、仕事先との打ち合わせを忘れたり、過去と現実の混同や、そして最後には自分の妻さえ、妻の顔さえわからなくなってしまうという、大変ショッキングなストーリーでありました。読んでいくうちに、自分が、その渦中の主人公に入れかわってしまうような錯覚に、思わず恐怖を覚えるような、そんな小説でございました。また、よくテレビを見ていて、あれあれっ誰だっけ、何々を歌った人なんだけどなということで、歌手の代名詞は出てきますけれども固有名詞が出てこないという、そういうもどかしさを現在進行形の中で私も含めて経験している人も多くいると思いますが、この状態であれば、まだまだ笑い話で済むそうでございます。

長柄町では、C C R C構想が具現化してくれば、認知症対策の行政リスクはより高まってくるのが十分予測できます。よって、他の自治体に先駆けて住民全体で認知症社会を支えていく仕組みづくりを立ち上げていかなければならないというふうに思います。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとともに、その家族等も含めて支える仕組みづくりについて、町のなご一層の努力をお願い申し上げるものでございます。これについては、答弁は不要でございます。

以上で私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君）　以上で山根義弘君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時といたします。

休憩　午後　1時48分

再開　午後　2時00分

○議長（月岡清孝君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（月岡清孝君） 日程第3、報告第1号 平成28年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 報告第1号 平成28年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

報告第1号の一般会計でございますが、戸別受信機外部アンテナ設置事業ほか8件の繰り越しになります。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月3日の議会定例会におきまして、繰越明許費の議決をいただいたもので、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、これを報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 報告第1号 平成28年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明を申し上げます。

報告第1号、繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

2款1項総務管理費、戸別受信機外部アンテナ設置事業1,250万円、設置した戸別受信機が安定して電波を受信できない場合、申請により外部アンテナを設置する事業となっております。適切な設置期間を設けるため繰り越しとなりました。

個人番号カード関連事務委任等に係る交付金業務57万7,000円、国の通達により繰り越しが必要となりました。

続きまして、7款1項土木管理費地籍調査業務756万円、計画地域は味庄地区にかかわるものでございまして、住民説明会、検査機関への送付及び受託者検査等を行うための日数が不足するため繰り越しとなりました。

続きまして、7款2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業1,437万4,000円及び町道3033号線道路改良事業3,200万円は、国の昨年度の補正予算分に当たり所要工期が不足するための繰り越しとなりました。

(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業の繰越明許費設定額は1,769万1,000円でしたが、206万8,000円が28年度内に執行できましたことから1,562万3,000円の繰り越しとなりました。

最後に、9款4項社会教育費公民館空調設備設置事業335万円は、空調設備配管設備の劣化による循環水漏水のための対応経費でございまして、所要工期が不足するための繰り越しとなりました。

公民館建設に伴う設計業務3,348万円、公民館建設に伴う測量業務500万円は、建設地の変更から年度内に完了する見込みがないため繰り越しとなりました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(月岡清孝君) 以上で報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(月岡清孝君) 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 承認第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことを受け、長柄町税条例についても一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものがあります。

主な改正点は、「保育事業の受け皿整備のための固定資産税の特例措置」、「軽自動車税におけるグリーン化特例を重点化し2年間延長」等になります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 補足説明を申し上げます。

長柄町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明をさせていただきます。

主な改正点につきまして、新旧対照表に基づき説明させていただきます。

初めに 1 ページでございます。

1 ページ、第24条でございます。控除対象配偶者を同一生計配偶者に規定の整備になります。

次に、1 ページから 2 ページの第33条でございます。特定配当等及び特定株式譲渡所得金額にかかわる所得につきまして、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案し、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

次に、3 ページの第34条の 9 になります。これは33条の改正に伴う所要の規定の整備になります。

次に、3 ページから 6 ページの48条でございます。これにつきましては、延滞金の計算の基礎となる期間にかかわる規定の整備になります。

同様に、6 ページから 8 ページの第50条も、延滞金の計算の基礎となる期間にかかわる規定の整備になります。

次に、8 ページの第61条になります。これは、震災等により滅失等した償却資産にかかわる償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものであります。

次に、同ページから 9 ページになりますが、61条の 2 です。児童福祉法で規定されている家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の固定資産税の課税標準額を 2 分の 1 にするものでございます。

次に、同ページの63条の 2 になります。居住用超高層建築物、これはいわゆるタワーマンションと言われるものでございますけれども、これにかかわる税額の案分方法について、現行の区分所有にかかわる家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し入れについて規定するものでございます。

次に、9 ページから10ページの第63条の 3 になります。これは、区分所有にかかわる家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課す固定資産税を規定しているものであります。

条文の整備になります。

次に、11ページの74条の2も条文の整備になります。

次に、12ページの附則の第5条でございます。これは、現行控除対象配偶者を同一生計配偶者とするものでございます。

次に、12ページの8条です。肉用牛の売却による事業所得にかかわる町民税の課税の特例を、平成33年度まで延長させるものでございます。

次に、13ページの第10条でございます。これは、法附則第15条から附則第15条の3までの適用を受ける償却資産に関する読み替えを法附則第15条の3の2で規定されたことによるものでございます。

次に、同ページ、10条の2です。我が町特例の割合を定める規定でありまして、法附則第15条の後番号が改正になったことから改正するものでございます。太陽光発電、風力発電等を規定しているものでございます。

次に、14ページの第10条の3第9項です。これは、耐震改修が行われた結果、認定長期優良住宅に該当し、固定資産税の減額を受けようとするものは、各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならないということにしたものでございます。

同様に、15ページの10項では、特定熱損失防止改修住宅、これは省エネ住宅になりますが、この住宅に関して規定したものでございます。

次に、16ページの第16条です。これは、軽自動車税の税率の特例を規定したものであります。5項では、電気自動車、天然ガスについては税をおおむね75%減額することを規定したものでございます。

6項では、乗用車では平成32年度燃費基準プラス30%、軽貨物では平成27年度燃費基準のプラス35%をクリアしたものについて、おおむね50%を軽減することを規定したものでございます。

7項では、乗用車では平成32年度燃費基準プラス10%、軽貨物では平成27年度燃費基準のプラス15%をクリアしたものについて、おおむね25%を軽減することを規定したものでございます。

次に、17ページの第16条の2では、軽自動車の賦課徴収の特例を設けるものであります。軽自動車税に不足額がある場合、その原因が自動車メーカー等の不正にある場合は、不足額に100分の10を加算し自動車メーカー等に直接、請求できるものとしたものでございます。

次に、18ページ、19ページの16条の3です。これは、特定配当等にかかわる所得について

提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

次に、19ページから20ページの第17条の2です。これは、優良住宅の造成等に土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる課税の特例について、適応期限を3年間延長するものでございます。

次に、20ページから21ページの第20条の2、特例適用利子及び特例適用配当等にかかわるもので、16条の3と同様に、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できるということを明確化したものでございます。

次に、21ページから22ページの第20条の3では、条約適用利子配当について同様に規定したものでございます。

次に、ページを飛ばしまして26ページになりますが、附則第6条による改正長柄町税条例等の一部を改正する条例、平成28年長柄町条例第13号の改正でございます。現行条例は、消費税の引き上げを、平成29年4月1日とすることを前提としているものでございます。消費税の引き上げが平成31年10月1日に延期されたことから、条文の改正でございます。

次に、前に戻りまして、24ページの附則第5条による改正長柄町税条例等の一部を改正する条例、平成26年長柄町条例第10号の改正条文は、消費税10%の引き上げに合わせ平成31年10月1日から施行させるものでありまして、今申し上げました26ページの現行の表がそのまま改正後の表となっているものでございます。

なお、税額の変更はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ちょっとわからないものでお聞きしたいんですけども、4ページ、4ページの、この右側に、翌日の納付の日の期間の日数に応じ14.6%、ここをずっと下にいきますと、期間またはその期間の末日の翌日から1カ月を経過するまでの期間について7.3%の、この延滞金が記入されていますけれども、この延滞金を加算して納付書により納付しなければならないということになっているんですが、経済は毎年毎年変動しているんですが、公定歩合の変動が生じた場合に、この数字は変わるのか変わらないのか、ここをお聞

きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 今、川嶋議員おっしゃられたとおり、公定歩合等に準じて特例措置というものが設けられております。いわゆる本則、年7.3%とされているものにつきましては、その特例基準で2.7%というような形になります。平成29年度中は2.7%ということでございます。それから、年14.6%というふうに本則で規定されているものにつきましては、同様に特例基準割合がございますので、年9%というようなことで課税されることになります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、長柄町国民健康保険税条例についても一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数に乗ずるべき金額を引き上げ、軽減世帯の拡大を図ったものであります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 補足説明申し上げます。

長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。新旧対照表でご確認いただければと思います。

国民健康保険税は、被保険者均等割及び世帯別平等割、いわゆる均等割と応能割であります所得割の合計額によって課税されております。

しかしながら、保険税負担能力が不足している被保険者の負担軽減を図るため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分の保険税につきまして、7割、5割、2割の軽減を行っております。今回、5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正するものでございます。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の数に乗ずるべき金額を48万円から49万円に、それぞれ引き上げることとしたものでございます。

ちなみに、28年度ベースになりますけれども、これに該当するであろうという世帯はおおむね10世帯で25万円でございます。そのうち、県が、保険基盤安定制度の保険税軽減分ということで4分の3を県が負担しますので、実質長柄町が負担するのは6万2,500円というようになります。あくまでも28年度ベースで仮試算した数字でございますけれども、影響額はこの程度になるんだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番、大岩芳治君。

○9 番（大岩芳治君） 今、課長のほうから説明がございましたけれども、26万5,000円から27万円に引き上げるって、たった5,000円ですよ。その根拠ですね。それから、48万円から49万円、わずか1万円ですけれども、この金額の根拠はどこから持ってくるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 29年度の国の税政会議ということで、国で決められた数字を、そのまま持ってきております。

その5,000円、1万円の根拠というようなことは、ちょっと恐縮ですけれどもわかりません。

○議長（月岡清孝君） 9 番、大岩芳治君。

○9 番（大岩芳治君） この引き上げについて、これは町の単独で、この条例を、例えば26万5,000円から30万円とか、そういうような数値の変更というのは可能なんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 今まで長柄町は、国の準則といいますか、そういうもののにのっとってやってきておりますので、今回、可能であったとしても、そのような形で動くというのは、なかなか厳しいのかなというふうに考えております。

国保運営協議会のほうにも、その旨引き上がりますということで報告はしております。

○議長（月岡清孝君） 9 番、大岩芳治君。

○9 番（大岩芳治君） この国の基準に同調しないと、補助金の、県の補助金とか、そういうようなペナルティーとか、言葉は悪いんですけども、そういうような対象になるということでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 確認なんですけれども、この条例改正は、住民にとって有利になる改正でございますので、もしこの準則に、国の準則にのっとる、法律に基づいた改正

をしないということになりますと、住民が不利になるような改正になりますので、その辺は申し添えておきたいと思えますけれども。もっと上げろということですか。

〔不規則発言あり〕

○税務住民課長（石井正信君） 軽減対象になる所得を、もっと上げなさいということですか。

一応、国の法律で、そのような形できちっと数値が出ていますので、厳しいのかなというふうに思っていますけれども。法にのっとってやっていますので。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 何かちょっとかみ合わないみたいなんですけれども、26万円、国の基準ですね、国の基準がこうしたほうが良いという指導とかあると思うんですけれども、この控除を、例えばもうちょっと町の条例で、27万円ではなくて30万円とか、あるいは48万円から50万円というふうに、控除対象を広げる、低所得者、控除対象を広げたときに、国からの、国・県のペナルティーとか、あるいは補助金を交付しないのであって、そういうペナルティーがあるのかどうかを、ちょっと聞きたかったんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 一般論でございますけれども、町の軽減したものに對しまして、県が4分の3負担してくれます。町が、例えば基準よりも多く上げたものについては、当然県からは、その分は来ないと思えます。

そもそも法律以上に軽減範囲を引き上げるということ自体が、法にのっとっていないという形になりますので、厳しいのかなというふうには思っていますけれども。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第1号 長柄町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

当該基金の設置目的である社会経済の著しい発展に伴う公用地の先行取得の必要性がなくなり、今後の取得予定もないことから、本基金条例を廃止する条例を提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第1号 長柄町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について補足説明を申し上げます。

土地開発基金の設立目的につきましては、当時の自治省通知に、最近の社会、経済の著しい発展に伴い、地方公共団体の行政水準の向上に対する要請は極めて強いものがあるが、用地問題は最大の隘路となっている。このような状況に鑑み、事業に必要な用地の先行取得を行うために、基金及び特別会計の制度を活用し云々との記載がございまして、総論といたしましては用地の先行取得を円滑に行うため設置されたものと思慮されます。

本町におきましては、それら公共用地の取得難等に対応するため、昭和46年10月に土地開発基金条例を制定したもので、高度経済成長期またその後のいわゆるバブル経済期におきましては、本基金の利用もございましたが、平成14年以降新たな取得はしていないという状況

でございます。

今後の社会情勢を鑑みた中で、本基金を利用したの用地の先行取得はないものと考えられ、このたび条例の廃止をするものでございます。

なお、廃止に伴う基金保有地の扱いにつきまして、この後の補正予算の関係もございすることから説明を加えさせていただきたいと存じます。

本町では、平成12年、庁舎建設が事業化、また平成13年、国有地の買収がございまして、これにかかわる用地取得等に、本土地開発基金を活用し、その取得後の基金残高が約4,850万円となっております。

庁舎の土地に関しましては、既に行政財産として活用されておりますが、基金に土地1万7,500平方メートルとして残った形となつてございまして、土地開発基金に利子相当分を含め買い戻しの会計処理を行った後、一旦一般会計に繰り入れ、その後財政調整基金に積み立てし、これを廃止するものでございます。

なお、施行期日は、平成29年6月30日を予定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 池沢です。

この基金条例でございますけれども、先ほど町長のほうからは、廃止の提案で、公共用地の先行取得が今後は見込めない、ないから、この条例を廃止するんだと。また、白井課長からも、そのような説明がございましたけれども、この公共用地の先行取得ですけれども、これがもう全く私はないとは言えないと思うんですよね、これからも。なぜ、この基金条例を廃止しなければいけないのか。

先ほど、これから予算の中では出てきますけれども、庁舎の土地の買い付けに際しまして、この基金を使って、そのままになっているというのは間違いでございますから、これはあくまで予算化をして、この基金の中に戻すということが妥当だと思いますけれども、もう全くこの用地の先行取得が今後も見込めないというのは、私はあり得ないのではないかとこのように考えます。というのは、町はまだ、例えば一つの例として、大庭の道路用地、計画的にこれから整備をするという段階ではあります。

そうしますと、予算化されたのは、土地を買うときには、その予算化された予算をもって

土地の購入をいたしますけれども、何らかの形で予算化をされない場合がございますよね、されていない場合がございます。そういう場合に、急に地主から、お金が必要になったので、私はこの土地を、もう売っちゃいますよというようなことがあった場合に、当然今までは、この土地開発基金を利用して、その土地を先行取得して、最終的には道路用地という形の中でおさめたというようなこともありますし、いろいろなこの基金条例は、この最近では、確かに、この基金からの取得はなかったと思いますけれども、私はだけれども、これ将来的に向けて、もう全くなくなるのかということは、ちょっと私は疑問でございます。

そんな中で、なぜ廃止するに、本当に至ったのか、説明をいただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまの池沢議員のご質問ですけれども、私のほうといたしましては、まずもって高度経済成長期のお話、先ほども申し上げましたけれども、金利の急激な上昇とか、また地価の高騰、上昇などが、あの当時には、あの当時、成長期には、今年要望があったものに対して今年対応しておかなければ、1年後、2年後、また先ほど3033号線の例がございましたけれども、長い路線に関しましては国庫補助での買い戻しの時期が5年後、6年後となることもあることから、先行取得、先にお買っておくということが非常に経済的にも有利性が高かった。このようなことから、土地開発基金というものを利用して、先ほど来議員もおっしゃっている、先行して先にお買うという取得を行ってきたものでございます。

その辺のところについての違いますという、考え方としてはこういう考え方ですということにつきましては、先ほど答弁のところと、また重複しますが、そういう成長期が、今はもう終わっている中で、低金利の時代になっているということがございます。

あと懸念される用地の取得、相手方の要望に対して的確に対応する、これは非常に大事なことでありますし、私もその現場の職員として長年やってきた中で、非常に重要な基金であったことは承知してございます。

その中でですけれども、今後、用地の取得をする場合には、その都度きちんと予算化をして、道路建設で言えば7款のほうに、議会のほうに補正予算等をお願いすることになるかもしれません。3カ月置きに議会は開かれるわけでもございますし、緊急性があれば臨時会とか、そういうところでお願いをする案件もないとは申し上げられませんが、急な要望

にも予算化という形で対応はさせていただきたい。

その間に、きちんと登記などの用地の取得に関する手回し、交渉を、きちんとしておきまして、完全には買える、登記ができる、そのような状況になりましたときに、予算のほうのお願いをさせていただくということで考えております。

1点だけ、もう1点だけ、3月の山根議員さんの質問のときにも申し上げましたけれども、この土地開発基金と同じように公共用地を買う場合に、千葉県地方土地開発公社というのがございまして、そちらのほうとの3者協定によりまして、契約によりまして、町村の、市町村の土地につきましては、いわゆる先行取得をし、国の補助金がつき次第買い戻しを行う、有利な形で買い戻しを行うという、このツールは残ってございますので、緊急の場合、大きな用地取得の場合が発生したときには、それらもうまく活用しながらやっていくということと考えますと、冒頭申し上げましたように、この基金は廃止するという方向でよろしいのだということで考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 言っている意味はわかりますけれども、私はこの基金を、では廃止しないでこのまま。確かに、基金条例としての会計処理はきちっとしなければいけませんよ、それはもう前提ですけれども、このやつを廃止しない場合、何か不都合はあるんですか、町として。私はこの土地開発基金条例は、会計処理さえきちっとしっかりしていれば残しておいても町に害にはならないと思うんですよ。

だから私としては、この廃止するのが、何で廃止するんだという疑問がまだ払拭できません。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご意見として納得できない、わからないということでは全く私もございません。

ただ、今回の提案といたしましては、動いていない基金という形が、完全にこの15年間にわたって見られる中で整理をして、今後有効に、財政調整基金に移しかえた上で、多面的に有効に活用していきたいという考えでご提案させていただいているものでございますので、何とぞご理解のほうを賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 白井課長が言っているのは、私としては意味はわかるんですけども、この開発基金を持っていれば、例えば今、力丸のところに、茂原市とインターチェンジという大きな業務が今ありますよね。それらに関連して、また町道整備とか、そういうことを町は計画を持っていると思います。

そういう中でも、例えば私が一つ先ほど言ったような方が出てきた場合に、一旦町が先行取得しておいて、最終的にはその道路用地として充てるといような形がとれますので、これがあるおかげで、何か町に不都合が生まれるということであれば私も賛成は、賛成とか納得はいたしますけれども、不都合がないのであれば、わざわざ県の土地開発公社を利用、県の土地開発公社を利用するときは、かなり大きな取得、公共用地の取得が、例えば前の例で言いますと、そこの保育所、下の保育所の用地を購入したときは、収用委員会との絡みもありまして、県の土地開発公社を利用したとか、そういうこともありましたけれども、なかなか小さい、例えば先ほど言った細かい土地を取得するのには、県の土地開発公社までは相談には行きません。この開発基金があるから、これを利用して町として先行取得しておいて、後々その公共用地事業に活用するというのが、この基金条例でございますので、できれば私としては現状のままだがよろしいのではないかというふうに思います。答弁は要りません。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

私は、この議案第1号 長柄町土地開発基金条例を廃止する条例の制定につきましては反対を申し上げます。

反対の理由といたしましては、やはり長柄町今後、公用地の先行取得が、もう全くないというような状況が、まだ私は不透明だと思います。いろいろな形の中で、公共用地の先行取得というのは、出てくる可能性としては将来においてもあると思いますので、この開発基金条例の会計処理をきちっとしておけば、この条例をわざわざ廃止しなくても、今後の将来の町づくりのために基金条例が活用できると思いますので、そのようなことで私はこの条例の廃止については反対をいたします。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第2号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。2億8,272万8,000円を増額し、補正後の予算額を38億3,272万8,000円とするものであります。

今回の主な補正予算は、議案第1号で提出いたしました長柄町土地開発基金条例の廃止に関連し、土地開発基金が保有している土地を買い戻す会計処理を行うものであります。

歳入につきましては、県支出金石油貯蔵施設の設置の円滑に資するための交付金の交付があり、災害発生の際、防災物資の輸送等に活用するため、公用車の購入費用に充当いたします。また、鳥獣被害は喫緊の課題であることから、電気柵の設置にかかわる交付金の交付を受け、鳥獣被害防止対策事業に充当いたします。

次に、町債では、緊急防災減災事業債として防災無線の子局の設置にかかわる事業費に対応するため起債の発行を行います。

なお、歳出では、総務費では社会保障・税番号制度の本格運用に向けた地方公共団体間の情報連携を行うための備品購入費の増、生涯活躍のまち構想の取り組みの一環として実施す

る移住定住プログラム委託費の増、衛生費では健康ポイント事業で参加者より収集する活動量計のデータ通信の整備費等の増となっております。

以上、説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第2号、一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

まず歳出の内容から申し上げますが、先ほどの議案第1号、土地開発基金条例の廃止する条例の制定の関係につきましては説明を省かせていただきます。

まず、2款1項6目財産管理費、18節備品購入費の257万8,000円の増は、防災広報車物資の輸送のため公用車2台を購入するためのものでございます。当初予算で200万円を予算計上済みですので、差額分を増額いたします。

7目企画費、13節委託料400万円の増は、千葉大学とリソル生命の森と連携して推進する生涯活躍のまち構想の取り組みの一つとして、空き家の先進事例の調査研究と空き家と移住希望者を結びつけるコーディネーターの育成等の移住定住プログラム策定業務を千葉大学に委託いたします。

9目諸費、19節負担金、補助及び交付金180万円の増は、上味庄の自治会集会施設の改修に係る助成です。

11目社会保障・税番号制度事業費、18節備品購入費85万5,000円の増は、7月以降実施するマイナンバーのワンストップサービスの試験運転に伴う地方公共団体間の情報連携のための中間サーバー端末購入費用でございます。

4款1項2目予防費、12節役務費14万4,000円、15節工事請負費25万円の増は、健康ポイント事業において参加者に配付するタブレット端末の活動量計のデータを千葉大学に送信するための回線使用料、回線の設備整備工事によるものです。

14ページ、15ページをお願いいたします。

5款1項4目農業基盤整備費、19節補助金651万3,000円の増は、有害鳥獣による農作物被害防止のため電気柵の要望のあった力丸地区、大庭地区、田代地区につきまして2万2,000メートルにわたる電気柵購入のための費用を、町鳥獣被害防止対策協議会へ補助するもので

ございます。

次に、これらの歳出に伴う歳入についてご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

15款2項1目1節石油貯蔵施設立地対策等交付金の410万円の増は、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため交付されるもので、防災関連経費に充当しています。

15款2項4目13節鳥獣被害防止総合対策交付金の651万3,000円の増は、電気柵の購入に係る交付金で、事業費に対して10分の10、国庫補助されるものでございます。

21款1項4目1節総務費、緊急防災減災事業債の700万円の増は、防災無線整備事業において子局の整備に充てるため起債を発行するものです。現在、長柄山自治会からの要望がございまして、防災行政無線が聞き取りにくい地域に子局を設置いたします。

なお、本起債は、28年度までの時限措置でございましたが、国の地方債計画において、災害に強い町づくりのための事業等に取り組んでいけるよう、平成32年度まで延長されております。当初予算査定時点では、町債計画は発出させておらず、かつ要望自治会もございませんでしたので、歳入については予算計上してございませんでした。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 直接、予算には関係ないかもしれないんですけども、移住定住プログラム策定業務、400万円かけて今年度、補正で提出されておりますけれども、去年議員の研修でC C R C事業の新規の視察ということで随行員が執行部のほうからいたんですけども、今年研修が、議員の研修が、移住定住対策ということで、そういう先進地を視察ということになっておるんですけども、執行部、随行はできないものでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡議員、これは質問と、ちょっと違いますので。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） まだ予算ではないと言われる可能性もあるんですけども、ちょっと、これも私もわからないものでちょっと教えてもらいたいんですけども、25万円の工事請負費の健康ポイントの配線工事、これがあるんですが、これはLANをつないでシステムを変えるんですが、ちょっとよくわからないのは健康ポイント、この配線をつないで、どのよう

にしようとしているのかが、ちょっと見えないんですが、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 今回のこの健康ポイント事業の工事費といたしまして、配線工事のほうを25万円ほどでございますけれども、こちらにつきましては本年度より試行期間ということで10月よりポイント事業のほうをスタートする予定でございます。

現在、千葉大学の予防医学センターが、現在進めております健康寿命の延伸プログラム事業において、ＩＣチップのついた活動量計を130台と、あとタブレットを6台、千葉大のほうから総務省の補助を得まして、千葉大が購入して、それを町に寄贈していただくこととなっております。

そちらの、介護予防の推進員さん、130台タブレットは、活動量計をいただくわけですが、その試行期間といたしまして、介護予防の推進員さん等をモニターをお願いいたしまして、タブレット端末を利用した千葉大と共同研究しておりますＮＴＴのデータ経営研究所の協力によりまして、各種の健康教室などの参加履歴とか、あと健診の体による変化の把握をしたものを、健康状態を診断するシステム、こちらのほうをＮＴＴが共同開発してございます。

その回線、今回そのようにしてありますタブレット端末によりまして見える化ということで、タブレットを、各活動量計を触りますと、各個人のデータが見れるようになっていきますので、そのタブレットで、見える化といいまして、実際この方がどういうところまで健康状態が上がっているかということを見るものでございます。その施設工事です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

見える化ということで、私には見えなかったんですけども、ちょっと例を挙げて言っているんですか。私が、例えば不健康になってしまった。130のタブレットが動いて、私のこの健康状態を、すぐ察知してこのデータが、ここの本庁につなげられてくるんですか。

要するに、そういう健康者のデータを、この小林課長のところの課で管理するのかな。その辺がよく、見える化じゃなくて見えないんですけども。要は、健康ポイント、ポイント付与の関係ですけども、実際にタブレットをお持ちになったサポーターがいるわけですね。その方々が、町民の不健康な、失礼ですね、健康を害している方々のデータと、千葉大

の医療の関係がどのように接続するかがわからないんですよ。要するに、健康になってもらわなければいけませんから、どのような指示で、そのデータのつながりがうまく活用するのか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほどの川嶋議員のご質問ですけれども、タブレットにつきましては、現在6台を千葉大のほうからいただく予定であります。

活動量計といいまして、これは、要は万歩計とチップの入った、その活動量計が130台、これは個人のほうに貸し出すものでございますけれども、こちらのデータで何歩歩いたか、あと健診に来たか、健診に来て参加した場合のポイントを付与しますので、その活動量計をタブレットにかざしたときに、そのタブレットの中に個人情報が入るような形になっています。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 万歩計の、万歩計のお話しているんですね。要するに、健康ポイントですから、やつに万歩計のポイント数に使って管理しているという。

それ以外に、健康が、要するに集中して、130人の方々が、例えば血圧が上がったとか、ここが痛くなったというデータが全部入ってきて、保健師さんとうまくコミュニケーションが図れるのかなと、そういうシステムなのかなというふうにして勘違いしておりましたから見えませんでした。これで要するに万歩計がよく見えるようになりました。済みませんでした。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 11ページの、今回総務費補助金で、石油貯蔵施設立地対策等交付金が交付されるということで補正で上がってきましたけれども、先ほどの説明ですと歳出では13ページの公用車の購入ということで、1台は当初予算で200万円予算を確保してあって、今回257万8,000円の補正財源だということでございます。合わせて457万8,000円の総額になると思いますけれども、この石油貯蔵施設立地対策等交付金というものは、これは県の補助金になっていますけれども、実質は県の会計を通ってくるからこういう形なんですけれども、国の補助金、助成金ということになります。

そんな中で、このお金については将来、会計検査というのも当然あるかもしれないので

お聞きしますけれども、この公用車は災害物資などの運搬のために購入するということでございますので、そうするとおのずと車種というか形が限られてしまうと思いますけれども、どのような車種を想定しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

2台購入予定でございまして、1台は四輪駆動のスピーカー付きのパトロールカーということで、建設環境課で持っています、通称黄パトというものよりも、一回り小さいような車とっていただければと思います。もう1台が、物資運搬用ということで、ダンプ式の軽トラック、この2台を予定しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 先ほどは失礼いたしました。

ちょっと、それこそ移住定住プログラム策定業務ですけれども、千葉大のほうに委託という説明でございましたけれども、千葉大に委託する契約、随契だと思っておりますけれども、随契根拠を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 千葉大学は、今回の生涯活躍のまち事業によりまして、本町の状況を非常に大変よく深く認識しております。

文部科学省のほうの補助事業でございますCOCプラスという事業がございますが、COCプラス、地（知）の拠点大学連携地方創生会議というのが本県にもございまして、千葉大学のほか県内の大学で申しますと、千葉工業大学、敬愛大学、千葉科学大学、木更津高専、聖徳大学、放送大学、城西国際大学、日本大学生産工学部などとともに、長柄町を含みます千葉県内14市町の創生、地方創生に当たられているという状況でございます。

千葉大学は、その中でも、その中心的な位置に位置しておりまして、今年度も多くの町の事業を展開してございます。いわば千葉県の特性とか強みとか、また逆に弱みなど、全国に比較する形で客観的に、また時には相対的に評価、考察して、加えて全国的な先進事例のデータ収集能力にたけております。

そのようなことから、現在千葉大学と、このような関係をしていることから、その辺の優位性とか、その辺も生かしつつ、この大学連携型の生涯活躍のまち事業のパートナーとして、有効的にこの事業を展開していきたいというふうに考えているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 大変詳しい説明していただいて申しわけないんですけども、単純に施行令何号か、それをばしっと教えてもらえますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 167条の2第1項第2号だと思います。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 鳥獣被害防止対策事業651万3,000円、今回補正組まれているんですけども、当初予算、この前終わったばかりなんですけれども475万4,000円、なぜすぐこれだけ補正組まなければいけないのか、この理由を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまの川嶋議員のご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、例年、農繁期が過ぎた、終わった後、10月以降に実際に実施しておったところでございます。また、国に対する予算要望に対しまして、その半分ないしは3分の1というような中で事業費が交付されていたことから、今まで8月という内示時期をもって9月補正ということをやらせていただいていたございました。

しかしながら、本年度につきましては、政府の方針といたしまして、被害防止対策である本事業につきましては早期に着手しまして本事業の最大限の効果を発揮するためということで5月に内示を頂戴したところでございます。

つきましては、政府におきまして、9月までの着手とされたため今回の補正とさせていただいたところでございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 了解しました。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

4 番、三枝新一君。

○4 番（三枝新一君） 三枝でございます。

私から 1 点、先ほど移住定住プログラム策定業務の400万円の予算のこと、お話が、鶴岡議員さんから出たんですけれども、これちょっと確認したいんですけれども、先般議会説明会の中で、C C R C 事業の予算の話が出てきましたですね。その中の詳細には、細かい数字しか載ってなかったんですけれども、それを相対するものの金額が、これに該当するというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 説明会の時のってことですか。説明会の時ということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。同じ額でございます。

○議長（月岡清孝君） 4 番、三枝新一君。

○4 番（三枝新一君） それで、ちょっと私きのうも、ちょっと一般質問失敗してしまって時間がなかったんですけれども、一応当初は町のほうから、その交付金について、一応国のほうで8,000万円の請求をされまして、それから25年、5,800万円、特別で多分もらっておと思うんですけれども、そのうちの2,000万円を使ってやると。先行行使して市場調査とか、もろもろ含めてやるというお話だったと思うんですけれども、その件についても、この中の、予算の中の一部から使うという形の考えでよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 平成27年度を受けまして28年度に実施いたしました地方創生の加速化交付金につきまして、今5,000万円という数字とか2,000万円という数字で、そのとおりでございます。

その2,000万円というほうが、千葉大学に対しまして、この生涯活躍のまちの基本構想、これから国に提出する予定だということで先日来申し上げております再生計画の策定の支援業務ということでお願いをしているものが、その今言った2,000万円という形になります。

今回のこの移住定住の推進プログラムにつきましては、その構想の中で求められている、これから長柄町が持続可能な町としてやっていくためには、この移住定住をしっかりと取り

組まなければいけない、そのプログラム、計画づくりは欠かせないものだから、これについては別立てでやろうよと、こういう内容のものでございますので、今言った2,000万円の外のものということでご理解いただきたいと。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時19分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 次に、議案第3号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算ですが、地域支援事業費を増額するもので、補正額は79万8,000円を追加し、補正後の予算総額を7億79万8,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第3号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず歳出の内容から申し上げます。

3款1項3目一般介護予防事業費79万8,000円の増は、介護予防普及啓発として、千葉大学予防医学センターを含む国立大学法人の教員が連携して作成した科学的根拠に基づくエクササイズとして、スクエアステップを開発したもので、この運動を地域に広げるため指導員資格を取得するための講習会を開催するものでございます。

11節消耗品の9,000円の増は、スクエアステップのパターン集を3冊購入するものでございます。

次に、18節備品購入費11万4,000円の増は、スクエアステップ講習会の際に使用しますマットを10枚購入するものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金67万5,000円の増は、当初講習会参加を10名で予定しておりましたが、定員を上回る参加申し込みがあったため、新たに25名を追加するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

歳入です。

8款繰越金、1項繰越金ですが、今回補正に充当するため79万8,000円を繰越金から充当するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号 「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案につきましては、紹介議員であります本吉敏子君に趣旨説明を求めます。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 請願第1号、件名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

受理年月日。平成29年5月19日。

請願者。千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員、本吉敏子。

要旨。平成30（2018）年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を、貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出していただくようお願い申し上げます。

理由といたしまして、貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23（2011）年度に、小学校1年生の35人以下学級が実現いたしました。平成24（2012）年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育に保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準を維持向上」という目的に反するばかりではなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきています。よって、私たちは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成29年6月13日提出、長柄町議会議長、月岡清孝様。

続きまして、請願第2号、件名、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

受理年月日。平成29年5月19日。

請願者、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、齋藤晟。

紹介議員、本吉敏子。

要旨として、平成30（2018）年度予算編成に当たり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するために、国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書を、貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

理由といたしまして、貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

特に、平成29（2017）年度では、子供たちの豊かな学びを支援するために、長柄小学校の北側校舎と新校舎のトイレ改修やパソコン不具合への修繕料などを予算に盛り込んでいただき本当にありがとうございました。

さて、教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故から、復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に平成30（2018）年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えます。

- 1、少人数学級の実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。
- 2、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 3、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- 4、子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 5、子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成29年6月13日提出、長柄町議会議長、月岡清孝様。

よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

請願第2号 「国における平成30（2018）年度教育予算に拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（月岡清孝君） お諮りいたします。

ただいま本吉敏子君から発議案2件が提出されました。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件を日程に追加することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。しばらくお待ちください。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時36分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

◎発議案第1号、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、提出者であります本吉敏子君より趣旨説明を求めます。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成29年6月14日。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

提出者、長柄町議会議員、本吉敏子。

賛成者、長柄町議会議員、神崎好功、同、大岩芳治、同、古坂勇人、同、山根義弘、同、川嶋朗敬。

裏面を見ていただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

内容につきましては、先ほどの請願内容と重複いたしますので省略をさせていただきたいと思いますよろしいでしょうか。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○5番（本吉敏子君） それでは、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

平成29年6月14日付で、長柄町議会議長、月岡清孝の名前で、内閣総理大臣、安倍晋三、財務大臣、麻生太郎、文部科学大臣、松野博一、総務大臣、高市早苗様宛てに提出をさせて

いただきたいと思います。

次に、発議案第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月14日。

長柄町議会議長、月岡清孝様。

提出者、長柄町議会議員、本吉敏子。

賛成者、長柄町議会議員、神崎好功、大岩芳治、古坂勇人、山根義弘、川嶋朗敬。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書に関しましても、内容につきましては、先ほどの請願内容と重複いたしますので省略をさせていただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月14日付で、長柄町議会議長、月岡清孝の名前で、内閣総理大臣、安倍晋三、財務大臣、麻生太郎、文部科学大臣、松野博一、総務大臣、高市早苗様宛てに提出をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議案第2号 国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年長柄町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時43分